

高島市公共施設再編計画

平成29年9月

高島市

目次

はじめに	1
1 公共施設再編の背景	1
2 高島市公共施設等総合管理計画について	2
3 合併市町村における公共施設の再編に関する調査研究について	4
4 再編計画の目的	8
5 再編計画の構成	9
第1章 公共施設の再編による効果について	10
1 財政支出の適正化への効果	10
2 公共施設サービスの質の向上への効果	11
3 まちづくりビジョンの明確化への効果	12
第2章 公共施設の再編について	14
1 公共施設再編計画の枠組み	16
2 高島市公共施設等総合管理計画の見直し	27
3 施設分類別再編計画	27
4 公共施設の複合化・集約化、転用、除却等のモデルケース	72
第3章 本計画策定後の進捗管理について	77
1 公共施設再編の進捗状況のフォローアップ	77
2 評価・検証	78
参考資料	
再編対象施設の配置状況	81

はじめに

本市では、平成26年度に策定した「高島市公共施設等総合管理計画」において、公共施設保有量を今後30年間（平成56年度末まで）に50%削減（総床面積ベースで約182,000㎡（対平成26年度比）を削減）する縮減目標を掲げました。本計画はその縮減目標を達成するために、平成27年度に実施した「合併市町村における公共施設の再編に関する調査研究」を踏まえて、個々の公共施設の再編の方向性を定めたものです。

1 公共施設再編の背景

高島市（以下、「本市」という。）は、平成17年1月1日に、旧6町村（マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町）が合併して誕生しました。市の人口は平成28年9月末時点において約5万500人ですが、面積は693平方キロメートル（滋賀県内第一位）であり、東京23区の面積（621平方キロメートル）を上回る広大な面積を有しています。

平成26年度末現在、本市は公共施設（「公共施設」とは、本計画書においては「ハコモノ施設といわれる公共建築物」を言う。）を301施設、総床面積36万3,900㎡を保有しています。市民一人当たりの公共施設の延床面積は、7.29㎡となっており、滋賀県の他市の平均3.69㎡を大きく上回っている状況にあります。これは本市が6町村の合併により誕生したことから、庁舎や文化ホール、観光レクリエーション施設等、旧町村ごとに重複した施設が多く存在することが背景となっています。

一方、本市では、人口減少と少子化・高齢化が進行しています。人口は、平成28年9月末の5万500人から、25年後（平成52年）には3万9,000人にまで減少することが予測されています。また、少子化・高齢化もより一層深刻化し、14歳以下の人口の割合は12%から9%へ減少し、逆に65歳以上の人口の割合は31%から41%へ増加するなど、人口構成も大きく変化することが予想されています。このような人口減少や少子化・高齢化の進行により公共施設の利用形態が大きく変化することが見込まれます。

本市の公共施設は昭和40年代から50年代にかけて整備された施設の割合が高くなっており、今後築30年以上の施設は、安心・安全の確保の観点から、設備のリニューアルや大規模改修、更には建替えを実施していかなければなりません。本市の財政状況をみると、必要な公共施設を見定めて、重点的に老朽化対策を実施する必要があります。

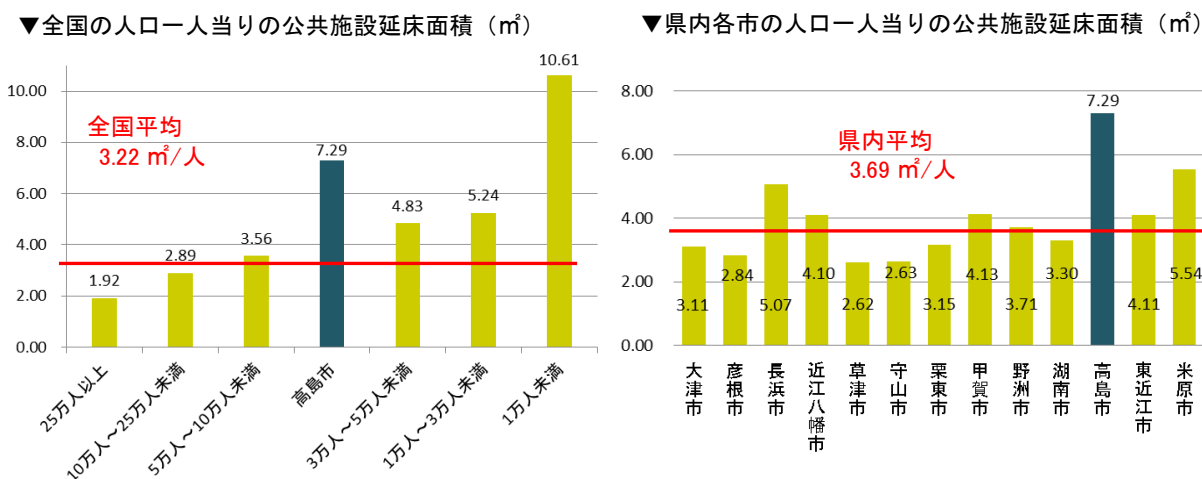
公共施設の整備や維持管理には多額の費用が必要となりますが、現状のままでは、公共施設の老朽化に伴う大規模改修・建替えに要する費用として年間約35億6千万円が必要となると見込まれ、現在と比較すると1年当たり26億円以上の財源不足が見込まれます。本市の予算規模や厳しい財政状況を踏まえると、現在ある公共施設をすべて維持していくためには、他の行政サービスへの影響が避けられない状況にあり、公共施設の廃止や集約化などの見直しが必要となっています。

2 高島市公共施設等総合管理計画について

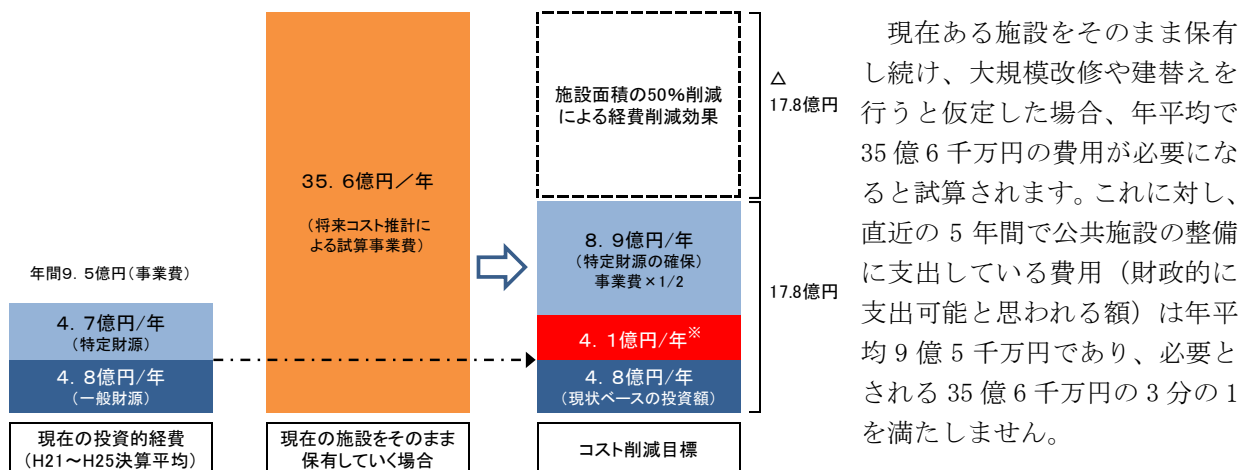
このような背景のもとで、本市では、平成27年3月に「高島市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設マネジメントのための基本的な方針を明らかにしたところです。同計画では、基本方針として、①次世代に継承可能な施設保有（施設保有量の縮減）、②将来にわたり必要な施設の計画的な維持更新（長寿命化の推進）を定め、公共建築物については、①新規整備は原則として行わない、②施設の更新（建替え）は複合施設とする、③施設総量（総床面積）を縮減する、とした上で、具体的な数値目標として、今後30年間（平成56年度まで）で公共施設保有量を50%削減（総床面積ベースで約182,000㎡（対平成26年度比）を削減）することを定めています。今後、同計画に基づき、本市の現状に対応した公共施設の再編を進めていくことにより、財政の健全化を図ることが喫緊の課題となっています。

(1) 公共施設の保有状況

本市が保有する公共施設の延床面積を人口で除した「市民一人当たりの延床面積」は7.29㎡となっています。総務省の調査による全国自治体の人口一人当たりの延床面積の平均値は3.22㎡であり、人口規模別による5～10万人の自治体では3.56㎡、3～5万人の自治体では4.83㎡となっており、類似団体と比較して極めて高い状況にあります。



(2) 公共施設保有量の縮減等による破たん回避の必要性



現在ある施設をそのまま保有し続け、大規模改修や建替えを行うと仮定した場合、年平均で35億6千万円の費用が必要になると試算されます。これに対し、直近の5年間で公共施設の整備に支出している費用（財政的に支出可能と思われる額）は年平均9億5千万円であり、必要とされる35億6千万円の3分の1を満たしません。

※4.1億円/年は、更なる経費節減努力による財源確保により捻出します。

(3) 公共施設保有量の縮減目標

以上の状況から、全国の類似団体の平均値を「人口基準で見た目標とする公共施設保有量」とする場合、本市の施設保有量を 50%削減する必要がある、これにより保有量の適正化と将来負担コストの 50%削減をめざします。

施設削減目標(延床面積/H26 対比) 30 年間で 50%削減 ▲182,000 m ²	H27~36 年度	▲5%	(▲18,200 m ²)
	H37~46 年度	▲20%	(▲72,800 m ²)
	H47~56 年度	▲25%	(▲91,000 m ²)

(参考) 今後 30 年間 (平成 56 年度まで) に築 60 年を経過する公共建築物の比率

対象施設 (延床面積 363,900 m ²)	H27~36 年度	4.4%	(16,077 m ²)
	H37~46 年度	17.1%	(62,372 m ²)
	H47~56 年度	18.0%	(65,443 m ²)
	計	39.5%	(143,892 m ²)

3 合併市町村における公共施設の再編に関する調査研究について

平成26年度に策定した「高島市公共施設等総合管理計画」の取組みを具体化し計画的に進めるための「高島市公共施設再編計画（以下、「再編計画」という。）」を策定するため、平成27年度は、再編計画の策定に必要となる施設の現状や施設再編に係る市民意向等の基礎情報を的確に把握するとともに、再編の方向性を検討することを目的に、一般財団法人地方自治研究機構との共同調査研究事業を実施しました。

(1) 公共施設の再編に関する市民アンケート（抜粋）

・調査対象者	18歳以上の市民3,000人を層化無作為抽出
・調査期間	平成27年8月21日～9月4日
・調査項目	全16問（利用状況、再編のあり方、再編の方法、再編に係る市民理解等）
・回収状況	有効回収票数 1,330票（回収率44.33%）

Q

本市は6町村の合併により誕生したことから、市内に6か所ある公共施設が多数存在しています。これらの施設は、今後どのようにするべきとお考えですか？

No	選 択 肢	回答数	%
1	旧町村ごとにある施設は、このままでよい	341	25.6
2	利用状況に応じて、数か所に集約することを検討すべき	241	18.1
3	地域の特性を考慮して、数か所に集約することを検討すべき	276	20.8
4	老朽対策に多額の経費を要する施設は、数か所に集約することを検討すべき	397	29.8
5	その他および不明	75	5.7
	全体	1,330	100.0

Q

公共施設の統廃合などの再編は、どのような方法で進めるべきだとお考えですか？（主なもの3つまでに○印）

No	選 択 肢	回答数	%
1	利用率が低い施設や利用されていない施設を他の目的の施設に転用する	807	60.7
2	役割や機能が似ていたり、重なっている複数の施設を1か所に集約する	588	44.2
3	個別の施設ごとに配置されている職員や施設の機能の集約を進める	310	23.3
4	旧町村の単位や学校区単位など、一定のエリアの中で効率的な再配置を進める	482	36.2
5	周辺の自治体との広域的な連携を強化する	207	15.6
6	代わりとなる民間施設がある場合は、施設・機能の廃止や縮小を進める	434	32.6
7	地域住民やNPO、民間企業による運営を進める	279	21.0
8	その他および不明	140	10.5
	全体	1,330	100.0

Q

公共施設の見直しには市民の皆さんのご理解が必要です。身近で利用できる公共施設の数やスペースが減ることに、どの程度、ご理解・ご協力いただけるでしょうか。

No	選 択 肢	回答数	%
1	理解・協力できる。ある程度理解・協力できる	803	60.4
2	理解・協力できない	209	15.7
3	わからない	164	12.3
4	不明	154	11.6
	全体	1,330	100.0

(2) 公共施設の現況調査（第一次評価）

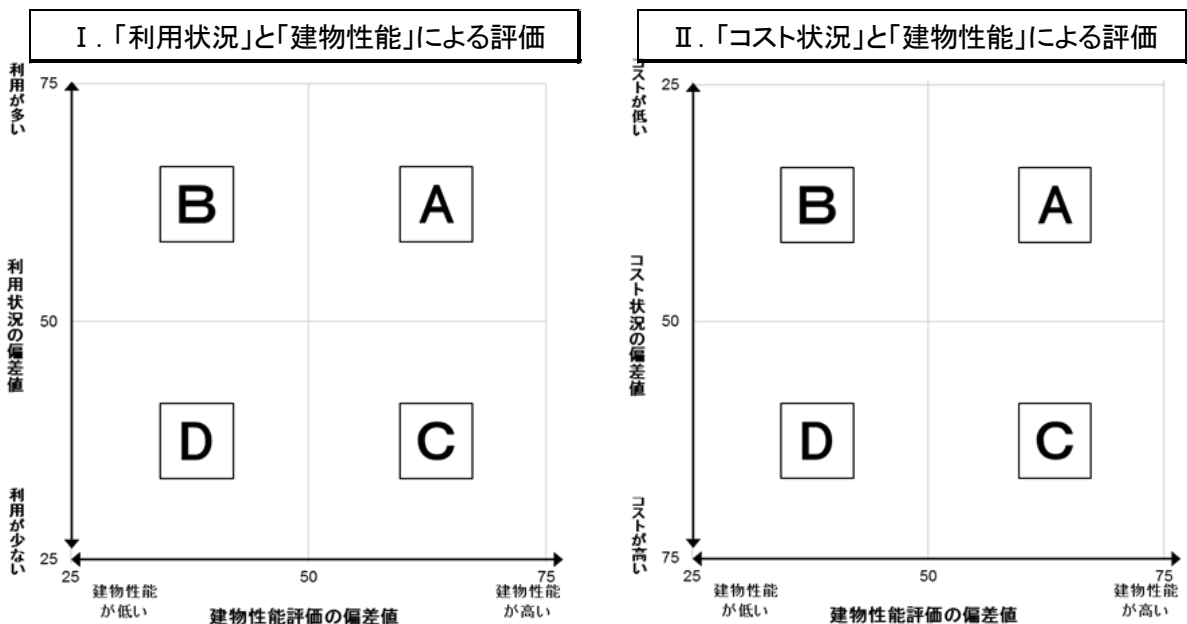
公共施設の再編を検討する上で必要となる施設の定量的な評価を把握することを目的に「第一次評価」を実施し、個別施設ごとに客観的な位置づけを4類型で可視化しました。

この第一次評価の結果と「第二次評価（定性的な評価）」の結果を踏まえて、総合的な観点から、個別施設ごとの再編の方向性を検討します。

評価項目	<p>■対象施設 301施設</p> <p>①建物性能（安全性（耐震性）・老朽状況・大規模改修・バリアフリー対策・維持管理効率性）</p> <p>②利用状況（施設の一日当たり利用者数等）</p> <p>③コスト状況（延床面積（1㎡）当たりの維持管理経費）</p>
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



評価結果の類型化	<p>上記①～③の項目で全施設の評価を行い、同種の施設分類内における位置づけを明確化し、軸ごとに偏差値を、A B C D の4類型に可視化した。</p> <p>A 大きな課題の無い施設（維持することを基本）</p> <p>B 更新の是非を検討すべき施設</p> <p>C 運営等の見直しを検討すべき施設</p> <p>D 今後のあり方を優先的に検討すべき施設</p>
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



方向性	施設数	延床面積(㎡)	面積割合	定義
A	135	267,770	73.9%	I・IIのいずれかが「A」となっている施設
B	37	22,291	6.2%	I・IIの両方が「B」となっている施設
C	48	27,924	7.7%	I・IIの両方が「C」となっている施設
D	81	44,141	12.2%	I・IIのいずれかが「D」となっている施設
合計	301	362,126	100.0%	

(3) 公共施設再編の基本的考え方

公共施設の見直しに必要な視点は数多くありますが、将来の地域の姿や暮らしのあり様をどのように考えるのか、その中で本当に必要な公共施設はどのようなものかを明らかにしていく必要があります。公共施設を単独で考えるのではなく、地域における生活拠点の配置、安全・安心な環境の整備、交通手段の確保など、持続可能な地域づくりへと結びつけて検討していくことが重要となります。

I 公共施設の ムダの解消

公共施設の保有水準が他市に比べて高く、更に施設の老朽化が急速に進んでいる中で、これまでのように、古くなったら建替えや大規模改修を行うという方法を続けると、市の財政が破綻するか、他の市民サービスに大きな影響を及ぼすことが避けられません。そのため、施設の老朽度や利用状況、配置状況、コスト状況等を総合的に勘案し、何を削減するかというだけでなく、本当に何が必要かを見極めて再編を検討することが必要となります。

II 施設の重複 への対応

合併前の旧町村の区域ごとに「フルセット」で整備されてきた公共施設が多いことから、旧町村単位や公共施設の種類（類型）ごとに現状を分析して、課題を整理することが必要となります。また、公共施設の数や機能に応じて、検討に時間を要する施設と比較的短期間で判断できる施設を分けて検討することが必要となります。

III 施設重視か ら機能重視 への転換

公共施設（ハード）は廃止しても、担ってきた必要な機能（ソフト）については他の公共施設で代替して担うことが可能です。多くの公共施設は、補助制度の制約等から1つの機能のために1つの施設を整備するという「1施設・1機能」の考え方で整備してきました。しかし、施設再編にあたっては、こうした従来型の考えから脱却し、「施設」の維持が重要なのではなく、「機能」を維持することを最優先に考え、施設の「集約化」や「複合化」を積極的に進める必要があります。

IV 再編の理念 や方向性の 検討

施設再編を進めるためには、まずは理念を確立し、公共施設の種類（類型）ごとに目指すべき方向性を定めることが重要です。全市域を通じて1つあれば良い施設か、中学校区（旧町村）ごとに必要な施設かなど、人口減少や少子高齢化が進む中での将来のまちのあり方をイメージした検討の視点も必要となります。

「市民アンケート調査」においては、利用状況（68.4%）、コスト（46.7%）、老朽化（45.6%）、機能の重複（45.0%）等の観点から削減の対象となる公共施設を考えるべきとの結果となっており、このような市民意識にも十分配慮する必要があります。

V 再編パター ンの考え方

①公共施設の譲渡・廃止

ア 施設の利用者が地域住民に限られるコミュニティ施設等で、地域住民が保有・管理することがふさわしい施設は、住民組織への譲渡を検討することが可能となります。

イ 市有財産としての必然性の観点から、民間事業者による収益事業としての実施例があり、民間事業者の自主的な運営に託すことで、より効率的・効果的に業務遂行ができると考えられる施設は、積極的に民間事業者への譲渡を検討することが可能となります。

ウ 民間で同種のサービスを実施している場合等は、利用ニーズを踏まえた上で、その機能を民間に任せることで当該公共施設の廃止を検討することが可能となります。

②公共施設が多機能化（集約化・複合化）

ア 公共サービスのワンストップ性を高めるとともに、施設利用の効率化を図る観点から、公共施設の配置の偏りや利用ニーズ、将来の利用需要を考慮した上で、同種・類似施設の集約化や異なる機能の複合化を検討することが可能となります。

イ 集約化や複合化により用途を廃止した施設で、有効な利活用方法がない施設にあつては、財政の中長期見通しを踏まえ、順次、除却を進めることの検討が必要となります。

③用途を変更し存続する公共施設（転用）

上記②における検討を基本とする一方、当該施設を他の公共施設の用途に再活用することがサービス提供の充実や施設整備コスト削減に有効な場合は、公共施設の転用整備を検討することが可能となります。

④維持する公共施設

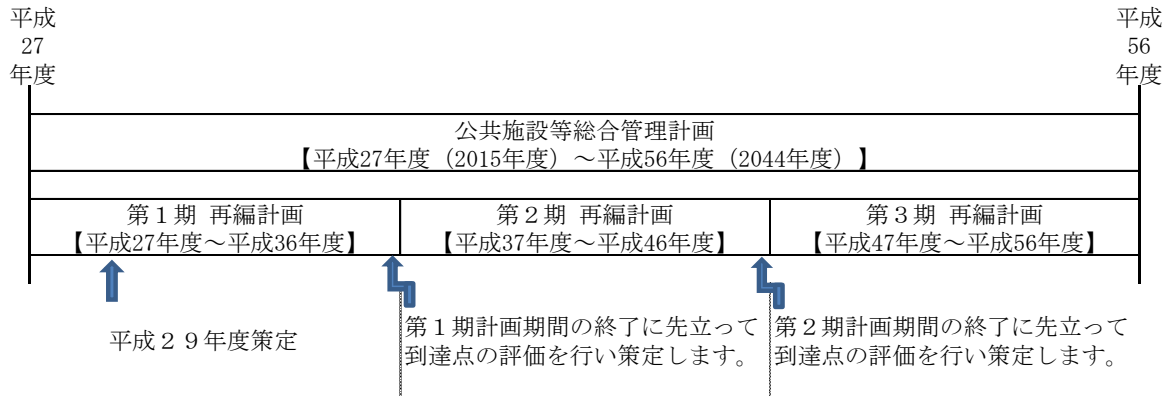
上記の①～③のいずれにも該当せず、公共施設として保持し続けることが必要である施設については、利用状況や将来の需要動向を勘案し、適正な規模による建替えや減築等について検討することが必要となります。

VI 進捗状況の フォローア ップ

今後、社会経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら施設再編を進める過程において、公共施設（ハード）の再編の状況のほか、再編後も従来の公共施設が果たしてきた機能（ソフト）が維持されているかについての検証を行うことが重要となります。

4 再編計画の目的

本再編計画は、「合併市町村における公共施設の再編に関する調査研究」を踏まえ、「高島市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の再編を着実に推進することを目的に、平成36年度までを計画期間として、個々の公共施設の再編の方向性を定めた第1期計画です。なお、本再編計画期間の終了後は、平成37年度～平成46年度を計画期間とする第2期計画を策定し、引き続き、公共施設の再編を進めることとなります。



5 再編計画の構成

再編計画は、3つの内容で構成します。

(1) 公共施設の再編による効果

公共施設の再編による効果を財政面、公共施設におけるサービス面、まちづくりの視点から説明します。

(2) 公共施設の再編

公共施設分類別に再編の方向性を示します。

(3) 本計画策定後の進捗管理

計画策定後の進捗管理にかかる評価や検証の体制を示します。

第1章 公共施設の再編による効果

高島市公共施設等総合管理計画では、本市が旧6町村の合併に伴い多くの公共施設を抱えており、これらの施設を全て維持管理、更新していくことが財政的に困難であることを明らかにしました。今後、公共施設の再編に取り組むことで延床面積を50%縮減していくことを目標に掲げています。

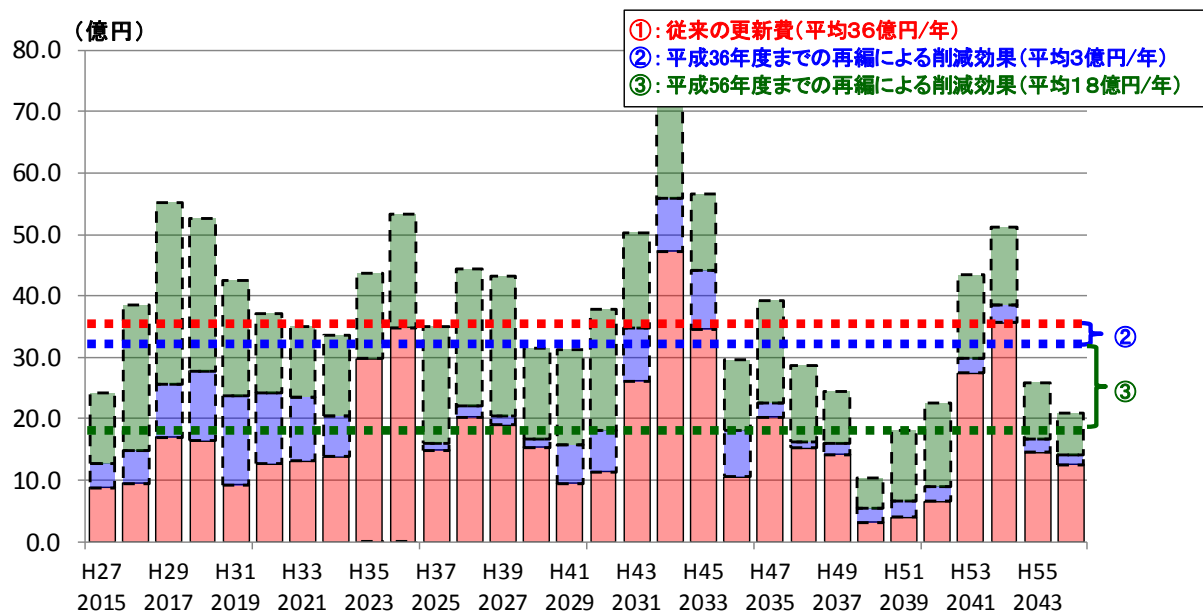
公共施設の再編は、単に公共施設を削減するデメリットのみならず、様々な効果(メリット)を想定しています。ここでは、財政支出の適正化、公共施設サービスの質の向上、まちづくりビジョンの明確化といった効果を整理しています。

1 財政支出の適正化への効果

本市では、交付税の一本算定への移行や将来的にわたる生産年齢人口(働き手世代)の減少によって、財政規模(歳入)が縮小していくことを想定しています。しかし、縮小する財政状況であっても、高齢化の進行に伴う社会保障関連経費や子育て支援の拡充等、必要なサービス等への歳出を確保していくことが必要となります。そうした中で公共施設の再編について何ら対策を講じなかった場合、将来世代の負担が増大することが懸念されます。

公共施設再編に取り組み施設総量(延床面積)を50%縮減することで、公共施設の大規模改修や更新に係る将来更新費の縮減や、維持管理経費(工事請負費、修繕費、光熱水費等)の縮減を図ることが可能となります。

図表1：公共施設再編による公共施設の将来更新費の削減効果のイメージ



施設総量を50%縮減することで、公共施設の建替え及び大規模改修にかかる将来更新費を、今後30年間で平均36億円/年から平均18億円/年まで縮減していきます。

公共施設の再編によって縮減する将来更新費や維持管理経費を有効活用し、継続していく公共施設の維持管理や更新費を確保していきます。

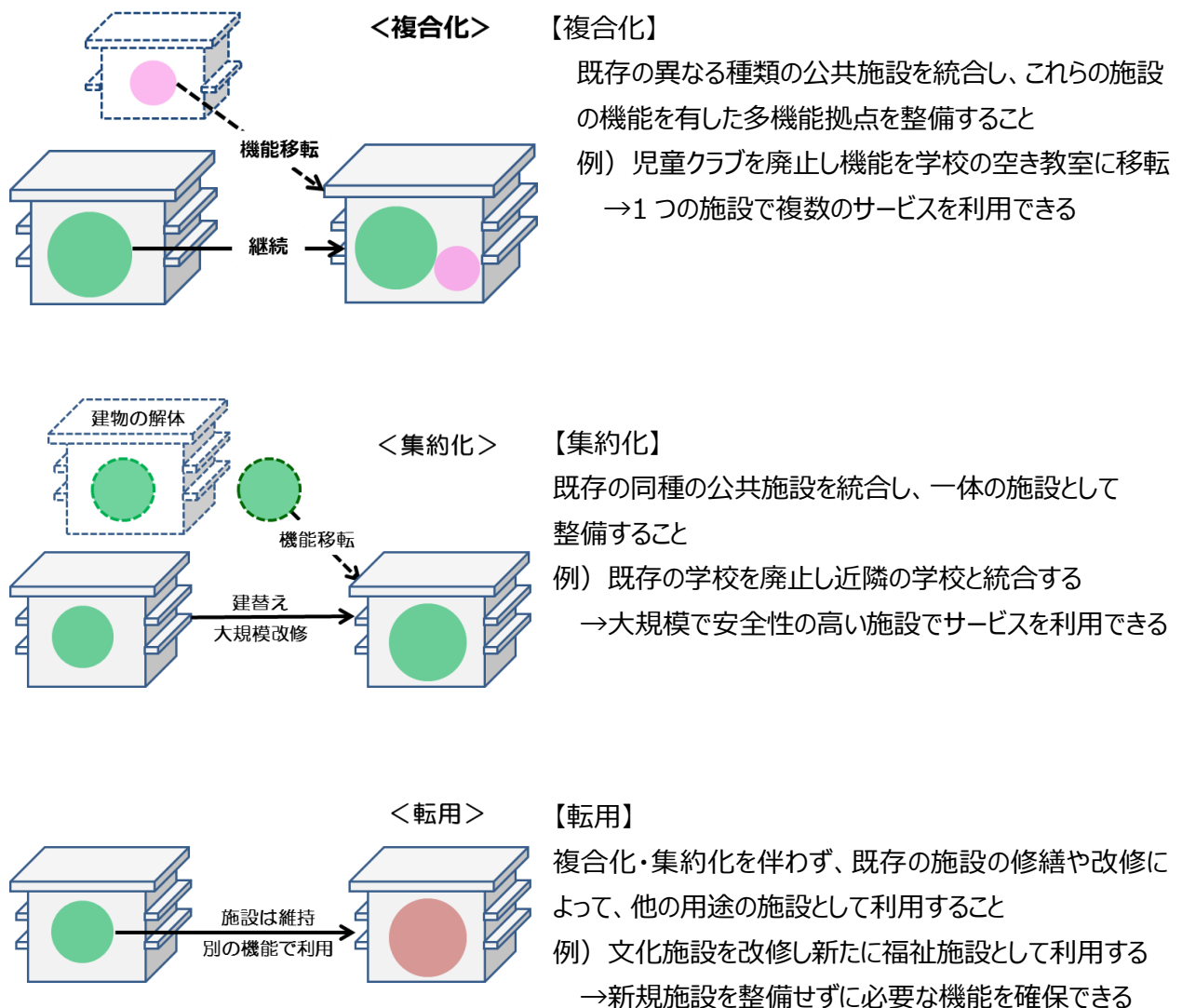
2 公共施設サービスの質の向上への効果

本市では、旧6町村の合併に伴う重複施設が複数あり、また県内他市と比較しても住民一人当たりで2倍近くの公共施設を保有しています。公共施設の再編では、今後、公共施設の複合化や集約化等の再編の取組を通じ、施設の保有量を縮減しつつ、市民のみなさんにとって必要な機能（サービス）を維持していくことを目指しています。

公共施設の再編にあたっては、施設保有量を縮減しても、必要なサービス（機能）については維持していくという考え方を基本として市民生活の利便性に大きな影響を与えないよう取り組んでいきます。

具体的には、施設の複合化や集約化、転用を通じた拠点施設を整備することで、施設保有量の縮減を図りつつ、既存の施設を活用して必要な機能の確保を図ります。これによって、拠点施設において複数のサービスを利用できるようになり、公共施設におけるサービスの質（利便性等）の向上が図られます。

図表2：複合化、集約化、転用による公共施設サービスの質（利便性）の向上のイメージ



3 まちづくりビジョン明確化への効果

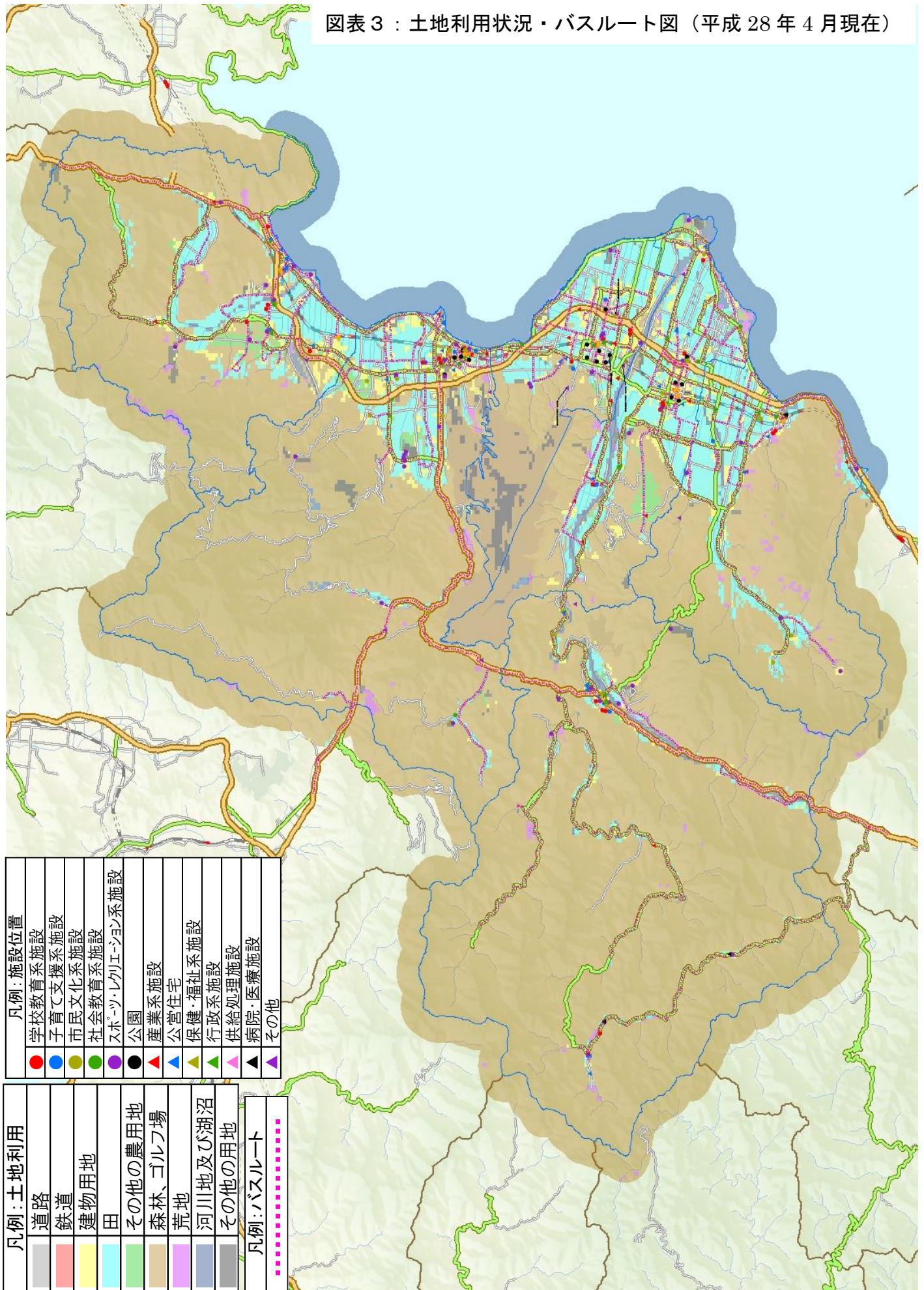
本市の地域特性としては、県下で最も広い面積(琵琶湖含む)を有しているものの、可住地面積は全体の4分の1未満となっており、その多くが市東部に集中していることが挙げられます。また、現在の公共施設は、町村合併前の旧行政区域ごとの拠点や幹線道路沿い(国道161号線、303号線、367号線等)にその多くが配置されています。

本計画の第2章「4 公共施設の複合化・集約化、転用、除却等のモデルケース」による公共施設の再編の実施にあたっては、個別の事業計画(点:公共施設)のみならず、交通ネットワーク(線)、周辺環境(面)等を踏まえて検討していくことが重要となります。具体的には、公共施設につながる道路や橋梁等のインフラ、公共交通のネットワーク、周辺の土地利用状況等、本市の将来のまちづくりのあり方との整合を考慮しつつ、再編を実施していくことが求められます。

高島市都市計画マスタープラン(平成24年3月)では、基本目標の一つとして「土地利用の拠点形成とバランスのとれた都市づくり」を掲げており、既成市街地での暮らしやすさを基本に都市機能の高度化を図るとともに、コンパクトで秩序ある市街地の形成や都市機能の充実を目指しています。この基本目標の考え方に基づき、公共施設をまちなかへ誘導していくことで、例えば、既存のコミュニティバスを利用して公共施設までのルートを確保していく等の方法により、施設利用者の利便性を向上することが可能となります。

以上の考え方を踏まえつつ、地域住民にとって必要な機能の確保を考慮しながら公共施設の再編を進めていきます。

図表3：土地利用状況・バスルート図（平成28年4月現在）



第2章 公共施設の再編について

本章では、施設分類別に個々の公共施設の再編（譲渡・廃止、多機能化〔複合化・集約化〕、転用、維持）の方向性を示します。

なお、再編の方向性を検討するにあたっての留意点は以下のとおりです。

<公共施設の再編にあたっての留意点>

- (1) 公共施設の再編にあたっては、施設の配置や状態また利用形態や周辺環境等を踏まえ、市民の皆さんとも合意形成を図りながら、平成36年度に向けた公共施設再編の取組みを進めます。また、人口減少や少子化・高齢化が進む中で公共施設の再編が地域の活性化や持続可能なまちづくりにつながるかを見定めながら取組みを進めます。
- (2) 原則として、新規の公共施設は建設しません。建設する場合は、同面積を削減します。
- (3) 民間の技術・ノウハウ・資金等を活用することで、より有効な施設の活用が期待できる場合は、民間への売却や地域への譲渡等を推進します。
- (4) 施設用途は異なるが施設機能が同等・同一の施設については、更新時に機能の統合を行い、できる限り機能を維持する方策を講じたうえ優先順位をつけて大幅に圧縮します。
- (5) 公共施設の配置は、次の考え方に基づいて行うものとします。
 - ア 全市域を通じて1つあれば良い施設は、全市的観点から配置
 - イ 市民サービスの向上、行政サービスの効率化の観点から必要な拠点施設は、市域に数箇所配置
 - ウ 市民サービス、行政サービスの向上の観点から地域ごとに必要な拠点施設は、地域ごとに1箇所ずつ配置
 - エ 地域のニーズや人口などの地域特性を踏まえて必要な施設は、地域に応じて配置

なお、公共施設の配置については、市民の利便性の向上や行政サービスの効率化、また、公共交通や道路等のインフラを含めた全体の最適化を検討する中で適切な配置に努めることとします。

<<公共施設の配置の考え方>>

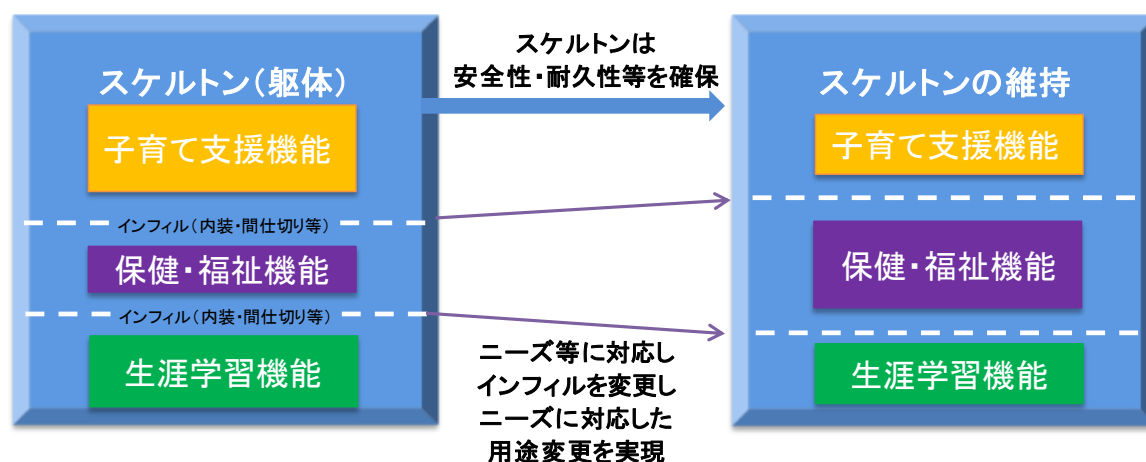
区分 (利用圏域)	配置する施設 (主なもの)	再編の概要
全市域を通じて 1箇所配置する 施設	市庁舎 消防本部 博物館等 環境センター 市民病院 斎場	アクセスなどの利便性の向上と交通網等インフラの最適化に努めます。

区分 (利用圏域)	配置する施設 (主なもの)	再編の概要
全市域を通じて 数箇所配置する 施設	消防署 文化施設 図書館 給食センター 幼児児童施設 保健施設	施設の老朽度やコスト、利用度のほか、本市都市計画マスタープランとの関係や施設の分類別の検討、また、市民の利便性の向上の観点から交通アクセスや商業施設等の配置状況等を踏まえて総合的に判断し配置します。
地域ごとに1箇所 ずつ配置する 施設	支所 防災センター 公民館 小中学校 幼稚(保育)園、認定こども園 スポーツ施設 公営住宅	当該区域の市民サービスの拠点になることが望ましいことから、様々な機能の複合施設になり得る拡張の可能性からも判断し配置します。
地域特性により 配置する施設	診療所 消防分遣所 その他施設	地域の人口やニーズに即した適切なサービスが提供できるよう配置します。

※地域の単位は、旧町村ごとの6地域（中学校区）とします。

- (6) 公共施設の整備に当たっては、将来の人口構成や行政需要の変化への対応等を踏まえ、公共施設の機能転換や利用形態の変更などの用途変更に対応できるよう、公共施設のスケルトン（躯体・構造）とインフィル（内装・間地切り・設備等）を分けて捉え、スケルトンは安全性と耐久性に、インフィルは多様なニーズに対応できるようにします。

【スケルトンとインフィルの分離による施設の用途変更の考え方】



スケルトン・インフィル分離方式

建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（間取り・内装・設備等）とを分離した設計・工法にすることで、設備の老朽化や間仕切りなどの変更が必要になった場合、構造躯体は残したまま、比較的容易に内装や間取り、設備等を改変できる手法

1 公共施設再編計画の枠組み

(1) 再編の対象施設

再編の対象施設(平成27年4月1日現在)は、下表に記載の公共施設(13分類、301施設、36万2千㎡)とします。

○対象施設の分類ごとの一覧

施設分類	施設数	延床面積	施設名
行政系施設	庁舎等	9	20,189㎡ 市役所本庁、市役所別館、マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、マキノ文書庫(旧公民館)、南古賀文書庫
	消防施設	4	4,184㎡ 消防本部・北部消防署、南部消防署、マキノ救急分遣所、朽木分遣所
	その他行政系施設	6	3,583㎡ マキノ防災センター、今津コミュニティ防災センター、朽木消防拠点施設、安曇川防災センター、高島防災センター、新旭防災センター
市民文化系施設	集会施設	26	21,081㎡ マキノ土に学ぶ里研修センター(マキノ公民館)、今津北コミュニティセンター(今津公民館)、今津東コミュニティセンター、今津上コミュニティセンター、今津宮の森コミュニティセンター、今津西コミュニティセンター、今津浜分コミュニティセンター、働く女性の家、弘川会館、今津新田生活改善センター、今津椋川多目的研修集会施設、今津酒波多目的集会施設、朽木公民館①、朽木農民研修センター①、ステーションオアフ、朽木荒川集会所、朽木惣田集会所、安曇川公民館②、安曇川世代交流センター、安曇川庄堺農業構造改善センター、高島公民館③、高島黒谷コミュニティセンター、畑棚田ふれあい交流施設、高島横山集会所、新旭公民館④、新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」
	文化施設	3	8,206㎡ 高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール③
社会教育系施設	博物館等	12	4,221㎡ マキノ資料館、朽木資料館、高島歴史民俗資料館、中江藤樹記念館、良知館、絵門、おっきん椋川交流館、新旭水鳥観察センター、文化財収蔵庫整理棟(南古賀、旧今津東体育館、旧新旭公民館隣、下小川)
	図書館	6	5,878㎡ マキノ図書館、今津図書館、朽木図書サロン①、安曇川図書館、高島図書室③、新旭図書室④
学校教育系施設	学校	20	95,524㎡ 小学校【14】 マキノ東、マキノ西、マキノ南、今津東、今津北、朽木東、朽木西、広瀬、安曇、青柳、本庄、高島、新旭南、新旭北 中学校【6】 マキノ、今津、朽木、安曇川、高島、湖西
	その他教育施設	5	3,718㎡ 高島市立朽木中学校寄宿舎、マキノ学校給食センター、今津学校給食センター、安曇川学校給食センター、新旭学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・認定こども園	8	11,762㎡ なのはな保育園幼稚園、さくら保育園幼稚園、マキノ東こども園、マキノ西こども園、今津東保育園、朽木こども園、古賀保育園、高島こども園
	幼児児童施設	2	831㎡ マキノ児童館、カンガルー教室
保健・福祉施設	保健施設	6	4,262㎡ 訪問看護ステーション⑤、今津保健センター、朽木保健センター、安曇川健康福祉センター②、高島保健センター⑤、新旭保健センター
	高齢福祉施設	15	17,829㎡ 介護老人保健施設「陽光の里」、マキノ老人福祉センター(健康福祉センター)、在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」、マキノ白谷温泉「八王子荘」、今津老人福祉センター、今津あいあいタウン地域交流センター、朽木特別養護老人ホーム「やまゆりの里」⑥、朽木デイサービスセンター⑥、朽木介護予防拠点「朽木ふれあいセンター」、朽木高齢者生活福祉ミニセンター、安曇川デイサービスセンター、安曇川老人福祉センター、高島デイサービスセンター⑤、新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」、新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」
	障がい福祉施設	1	300㎡ 安曇川障がい者デイサービスセンター

※ 数値は複合施設の対照番号、【 】内の数値は施設数

施設分類		施設数	延床面積	施設名
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	22	26,751 m ²	マキノグラウンド、マキノ屋内グラウンド、今津総合運動公園、今津B & G海洋センター、屋根付運動場サンルーフ今津、今津山村広場、今津弘川運動公園、今津勤労者体育センター、今津北体育館、今津上体育館、角川農村公園、宮の森公園テニスコート、朽木グラウンド、健康の森梅ノ子運動公園、安曇川総合体育館、安曇川多目的グラウンド、高島B & G海洋センター、横山農村広場、新旭森林スポーツ公園、新旭武道館、新旭体育館、新旭グラウンド
	レクリエーション・観光施設	28	31,950 m ²	マキノサニービーチ高木浜、マキノサニービーチ知内浜、マキノ高原自然体験交流施設、マキノ農業公園ピックランド、マキノ追坂峠道の駅施設、マキノ林間スポーツセンター、赤坂平家族旅行村ビラデスト今津、体験交流センターゆめの加工実習館センバイ、今津ヴォーリズ資料館、琵琶湖周航の歌資料館、青少年自然体験施設椋川山の子学園、グリーンパーク想い出の森、朽木新本陣、朽木オートキャンプ場、森林公園くつきの森、総合交流拠点施設じゃっぴいらんど、平良ふれあいセンター、針畑郷山村都市交流館「山帰来」、丸八百貨店、三ツ石休憩所、針畑休憩所⑦、道の駅「藤樹の里あどがわ」、ガリバー青少年旅行村、ガリバーリリパットハウス、うかわファームマート、新旭風車村公園、新旭里山体験交流館「もりっこ」、新旭昆虫の森公園
産業系施設		20	5,209 m ²	観光物産プラザ④、農林水産物処理加工施設、物産会館、マキノ白谷温泉泉源、今津南浜中浜農業共同作業所、今津川尻農業共同作業所、今津魚揚場、今津漁業者研修センター、朽木針畑ルネッサンスセンター、栃もちうまいもの館、たいさんじ風花の丘、安曇川上古賀農機具格納庫、安曇川長尾共同集出荷施設、安曇川三尾里農畜産物処理加工施設、鶴川ふれあい農園、新旭井ノ口共同作業所、新旭川原市初調整施設共同作業所、新旭針江初調整施設共同作業所、新旭北畑農業用集出荷施設、新旭田井農機具格納庫
公園		17	140 m ² ※敷地面積 72,235 m ²	宮の森公園、住吉公園、橘公園、西町公園、名小路公園、陽明園、白妙公園、児貝公園、壱針木公園、萬木公園、新旭中央公園、竹馬の里児童公園、浄土寺児童公園、花の臺児童公園、村西児童公園、北畑西公園、安養寺萌木の国公園
供給処理施設		11	17,646 m ²	環境センター、衛生センター、マキノ不燃物処理場、今津不燃物処理場、朽木不燃物処理場、安曇川不燃物処理場、高島拝戸不燃物処理場、高島横山不燃物処理場、新旭新庄不燃物処理場、新旭饗庭不燃物処理場、熱供給施設
公営住宅		44	55,757 m ²	市営住宅【37】 西浜、新保、マキノ駅前第一、マキノ駅前第二、マキノ駅前第三、天神、市ヶ崎、市ヶ崎（けやき棟）、平ヶ崎、武末、上野第一、上野第二、上野第三（A-D）、上野第三（K・L）、上野第四（G-J）、上野第四（M・N）、上野第四（O・P）、荒川、荒川惣田（A）、針畑、船木、新西万木、古賀、第二古賀、天井前、島、第二島、第三島、新中野、出鴨、拝戸、五十川、米井、堀川、北畑、特定市営中牧、小規模改良北出 特定公共賃貸住宅【5】 市ヶ崎（けやき棟）、市ヶ崎（つつじ棟）、市場わかば、市場、荒川惣田 特定優良賃貸住宅【2】 サニーハイツマキノ、第二サニーハイツマキノ
病院・医療施設		6	19,432 m ²	高島市民病院、市民病院健診棟、市民病院針畑診療所⑦、市民病院平良出張診療所、国民健康保険朽木診療所、朽木診療所医師住宅
その他施設		30	3,674 m ²	斎場、朽木市営バス拠点施設、朽木学校前待合所休憩所施設、駅前駐車場【18】、駐輪場【9】
計		301	36.2万m ²	(301施設のうち、複合施設は18施設)

※ 数値は複合施設の対照番号、【 】内の数値は施設数

(2) 公共施設の評価

公共施設の再編の方向性を検討するにあたっては、客観的データに基づく定量的評価（第一次評価）に、再編を検討すべき施設を精査するための定性的評価（第二次評価）を組み合わせた総合的な評価を行います。

ア 第一次評価（客観的なデータから見た施設の定量的な評価）

公共施設の第一次評価は、ハード面（建物性能）およびソフト面（利用状況、コスト状況）による定量的評価とし、施設の類型ごとに客観的なデータに基づいて評価を行います。

評価項目	①建物性能（安全性（耐震性）・老朽状況・大規模改修・バリアフリー対策・維持管理効率性） ②利用状況（施設の一日当たり利用者数等）と建物性能 ③コスト状況（延床面積（1㎡）当たりの維持管理経費）と建物性能
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(7) 建物性能の評価

建物性能は、安全性（耐震性）、老朽状況、大規模改修の実施状況、バリアフリー対策の実施状況、維持管理の効率性を評価項目に設定し点数化を行い、8区分に整理します。

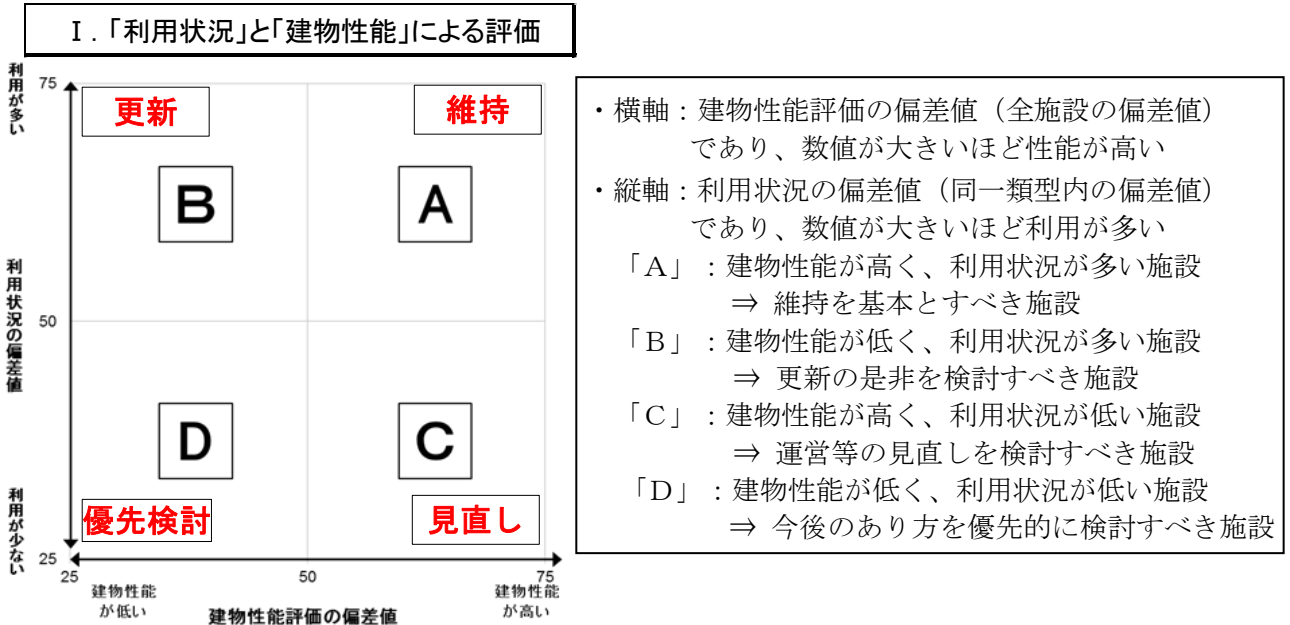
		安全性	老朽状況	大規模改修	バリアフリー対策	維持管理効率性
ランク定義	3	新耐震基準・耐震改修済	耐用年数 1/2 以内	築 15 年未満・躯体改修を実施済	5項目以上対応済	用途内の上位 1/3
	2	耐震改修計画あり	耐用年数 1/2 超過	設備改修のみ実施済	2項目以上対応済	用途内の中位 1/3
	1	未実施	耐用年数超過・残存年数 10 年未満	未実施	1項目以下	用途内の下位 1/3
配点 (25~100)	3	40.0	30.0	20.0	5.0	5.0
	2	20.0	15.0	10.0	2.5	2.5
	1	10.0	7.5	5.0	1.0	1.0

- ①安全性：耐震性の有無や耐震改修計画の有無によって点数化
- ②老朽状況：建物の耐用年数に対する経過年数の割合に応じて点数化
- ③大規模改修：過去 15 年以内の大規模改修の実施状況に応じて点数化
- ④バリアフリー対策：自動ドア、障がい者用トイレ、車いす対応エレベータ、車いす使用、点字ブロック、その他ユニバーサルデザインの有無の 7 項目の状況に応じて点数化
- ⑤維持管理効率性：人件費と工事請負費を除く施設の維持管理に係る経費（光熱水費、修繕費、賃借料、委託費等）から、延床面積 1 ㎡当たりの費用を用途別に算出し、同一用途内における上位 1/3 の施設を「3（効率的）」、中位 1/3 の施設を「2（平均的）」、下位 1/3 の施設を「1（低効率）」として点数化

①	大きな課題なし	安全性、老朽状況は問題なく、バリアフリー・効率性に改善の余地のある施設
②	やや老朽化している施設	安全性は問題ないが、老朽化が進行しており、今後老朽化対策の検討が必要な施設
③	老朽化進行	安全性は問題ないが、老朽化が著しく、今後 10 年程度で建替え等の検討が必要な施設
④	耐震計画有・やや老朽化	耐震改修の計画があるものの、老朽化が進行しており、今後老朽化対策の検討が必要な施設
⑤	耐震計画有・老朽化進行	耐震改修の計画があるものの、老朽化が著しく、今後 10 年程度で建替え等の検討が必要な施設
⑥	耐震性無し	老朽状況は問題ないものの、耐震性が確保されていない施設
⑦	耐震性無し・やや老朽化	耐震性が確保されておらず、老朽化が進行しており、今後老朽化対策の検討が必要な施設
⑧	耐震性無し・老朽化進行	耐震性が確保されておらず、老朽化が著しく今後 10 年程度で建替え等の検討が必要な施設

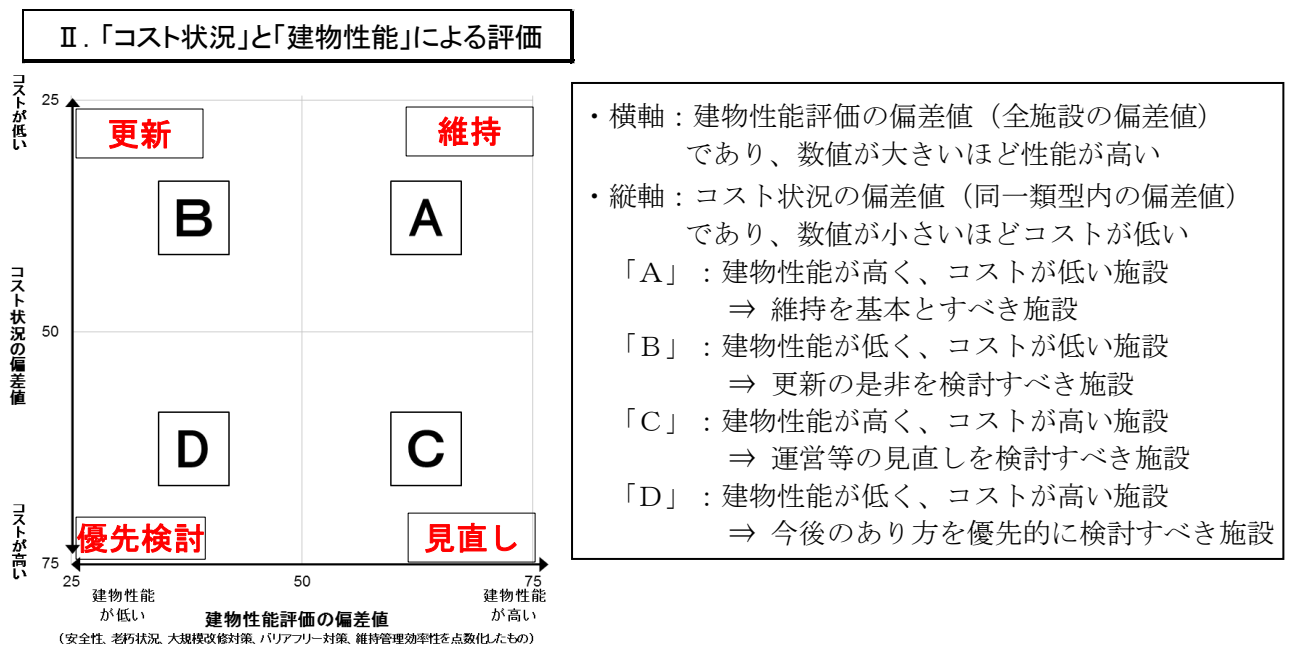
(イ) 利用状況と建物性能による評価

利用状況と建物性能による評価については、施設の類型ごとに1日当たり利用者数や入居率等を評価項目に設定し、建物性能評価との2軸により同一類型内の施設の位置付けをそれぞれA～Dの4つに分類します。



(ウ) コスト状況と建物性能による評価

コスト状況と建物性能による評価は、維持管理経費の内訳によって状況を把握し、施設類型ごとの面積当たりコストを評価項目に設定し、建物性能評価との2軸により同一類型内の施設の位置付けをそれぞれA～Dの4つに分類します。



※なお、施設分類ごとの評価において、同一の分類で比較することが適当でない施設については、より細分化した「機能」単位での比較評価を行っています。

イ 第二次評価（長期的視点から見た施設の定性的な評価）

公共施設の第二次評価は、施設を機能（サービス）と建物に切り分けて、将来の施設ニーズの想定、類似施設の状況、施設の主たる利用圏域や利用者像、まちづくりにおける地域拠点としての位置付け等、その必要性和重要性について定性的な評価を行います。

評価項目	①施設の地理的条件の安全性や拡張性 ②行政サービスを提供する施設配置のあり方 ③民間に任せられるサービスか否か ④将来の利用ニーズ
-------------	----------------------------------------------------------------------------

(7) 公共施設の地理的条件の安全性や拡張性 <立地状況>

《手順》

- ・ 公共施設が土砂災害や洪水、地震等の危険個所に立地していないかを確認します。
- ・ 将来的に増築等の拡張が必要となった場合に、公共施設の隣接地もしくは近隣に活用できる市有地等（拡張性）があるかを確認します。
- ・ 継続する施設であっても、適宜規模の見直しや機能受入れによる適正化を検討します。

《留意点》

- ・ これからの公共施設は、従来の行政活動の場だけでなく、市民や団体など多様な主体の共用共有スペースとして、また、誰もが気軽に参加や利用できるスペースとしてより開かれたものになる必要があります。その手法として最近では、広場と一体的に公共施設を整備する傾向がみられます。

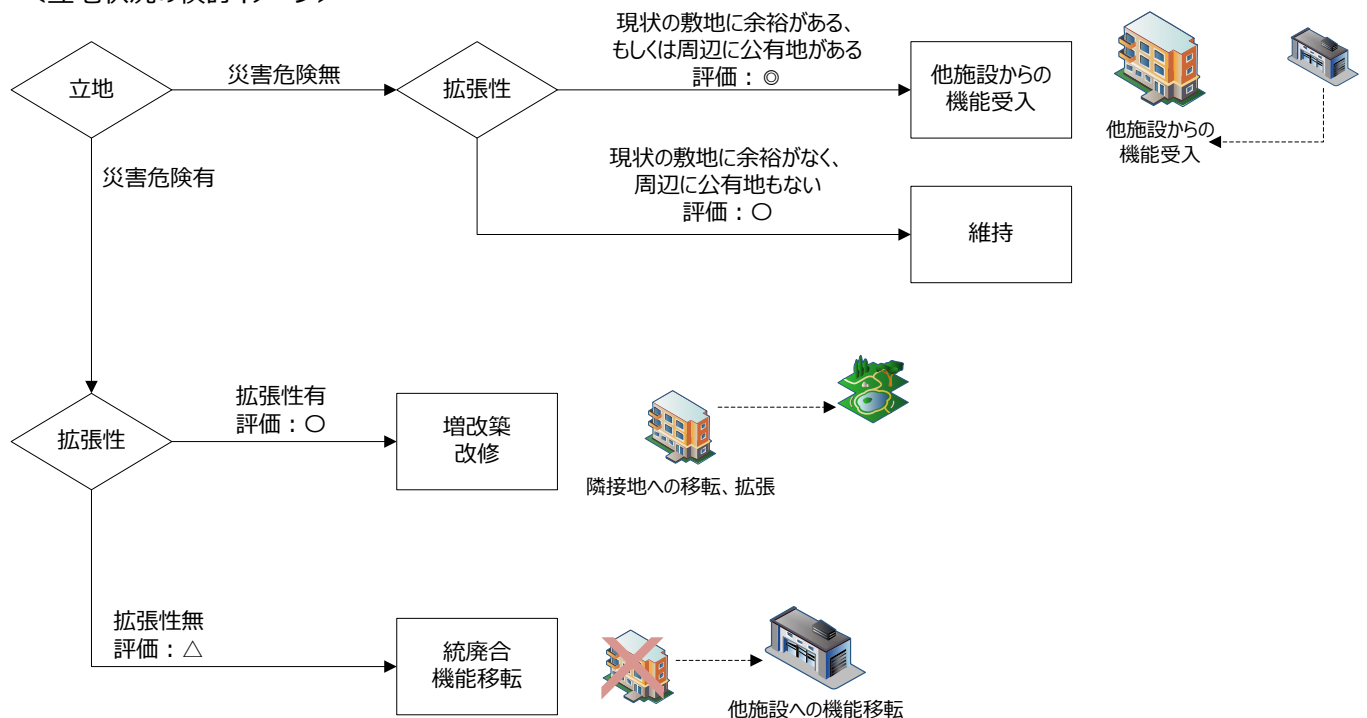
《評価》

◎：災害危険や拡張性に問題はない（適正規模の検討）

○：災害危険または拡張性に課題がある

△：災害危険、拡張性ともに課題がある

<立地状況の検討イメージ>



(イ) 行政サービスを提供する公共施設の配置のあり方 <配置状況>

《手順》

- ・当該公共施設を含む、同一の機能（サービス）を提供している公共施設が、将来的にどの程度のバランス（当該公共施設の本来的な配置のあり方から、全市に1箇所必要か、地域ごと（中学校区）に1箇所必要か、その他）で配置されていることが望ましいかを検討します。
- ・代替可能な類似施設があるかを確認します。

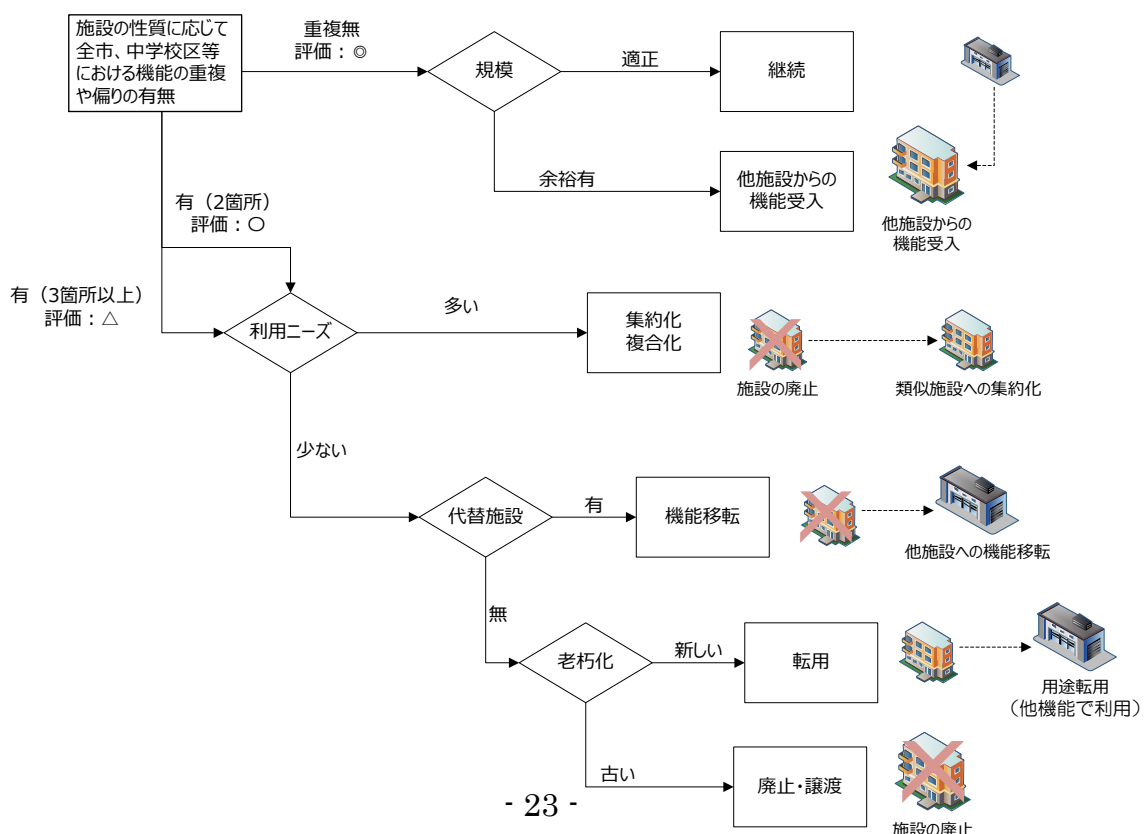
《留意点》

- ・全市に1箇所（または数箇所）の施設の選定は、施設の老朽度やコスト、利用状況のほか、本市都市計画マスタープランとの関係や施設の分類別の検討、また、市民の利便性の向上の観点から交通アクセスや商業施設等の配置状況等を踏まえて総合的に判断します。
- ・地域ごと（中学校区）に1箇所ずつ設置する公共施設は、当該区域の市民サービスの拠点になることが望ましいことから、様々な機能の複合施設になり得る拡張の可能性（上記（ア））から評価します。
- ・施設の分類別に公共施設の配置を検討する際には、駅を中心とした都市拠点形成の考え方は本市都市計画マスタープランで示されていますが、それはあくまで拠点であることから、類似のサービスを提供する民間施設等とのネットワークの形成（例えば、病院・医療施設であれば、市民病院と民間病院のネットワーク）の視点も必要となります。

《評価》

- ◎：偏りや重複なく配置できている
- ：若干の偏りや重複がある
- △：偏りや重複があり集約化が必要

<配置状況の検討イメージ>



(ウ) 民間に任せられるサービスか否か <民間活用>

《手順》

- ・行政サービスの位置付け（法的、制度的根拠）から、市が運営すべき公共施設か、民間や地域に任せることが可能な施設かを検討します。

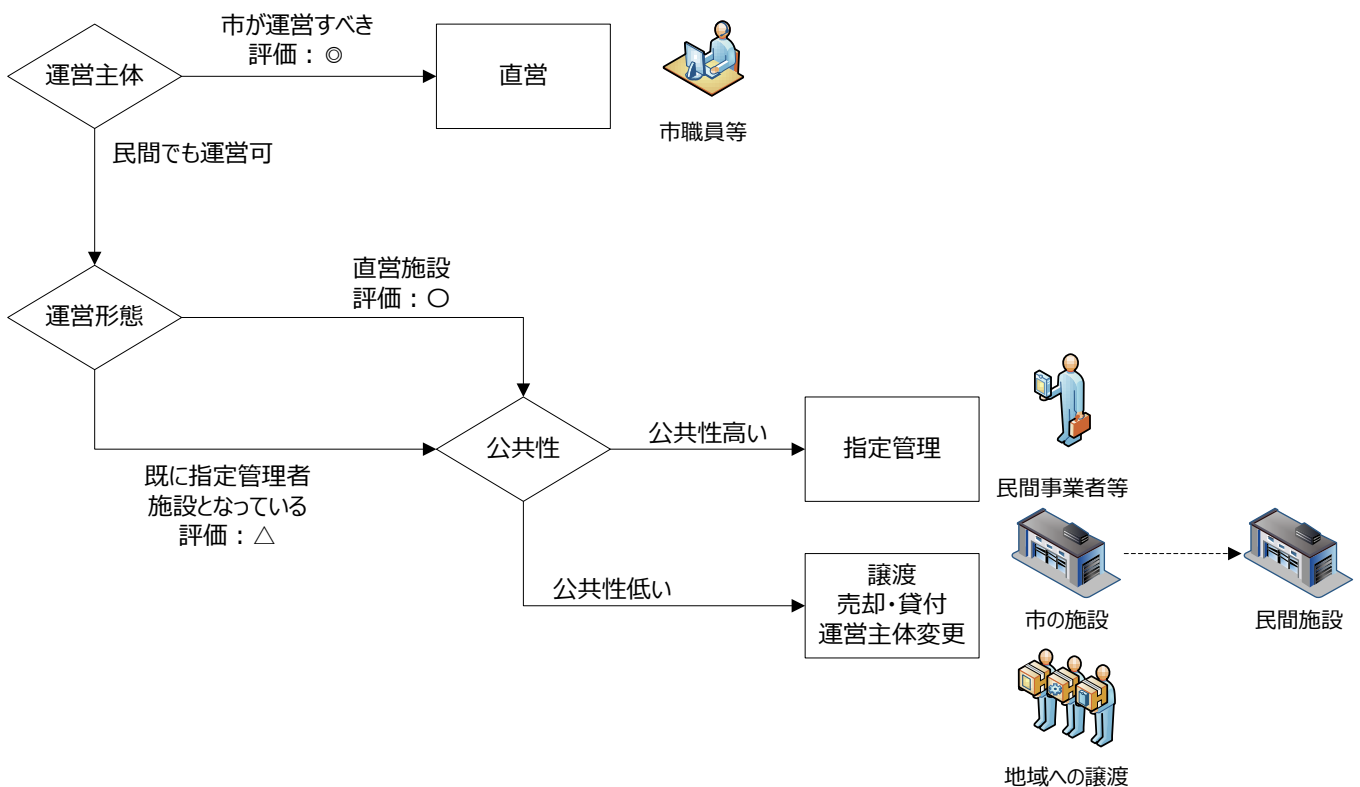
《留意点》

- ・検討にあたっては、公共施設を建物と機能（サービス）に分けて、機能を維持することを最優先に考えます。
- ・機能の維持については、ICT技術の進展や、民間がその機能を代替することを検討し、最適な機能の提供方法を考えます。
- ・民間事業者や地域等に運営を任せることが可能な施設は、譲渡を検討します。

《評価》

- ◎：市が運営すべき施設である
- ：民間に任せることが可能である
- △：既に指定管理者施設となっている

<民間活用の検討イメージ>



(I) 将来の利用ニーズ <将来需要>

《手順》

- ・当該施設の行政サービスの現在の利用状況を確認します。また、将来の利用需要を想定します。
- ・今後の人口動態等の変化を踏まえ、当該施設の行政サービスが将来のまちづくりにおいて欠かせない施設であるかを検証します。

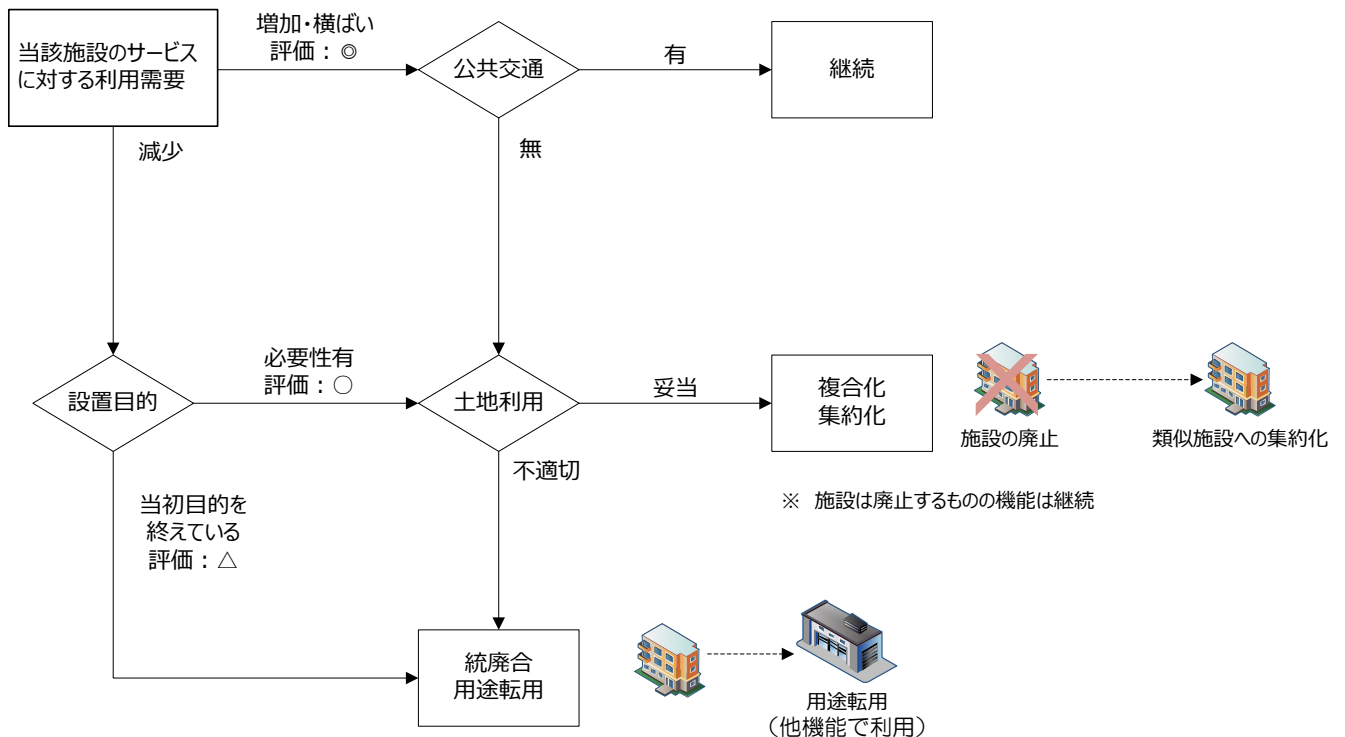
《留意点》

- ・将来の利用需要については、公共施設（点）だけでなく、バス路線や道路等インフラ（線）や住宅地や工業地域等（面）の土地利用等の妥当性を検討し、周辺環境への効果や影響なども踏まえて検討します。
- ・当初の設置目的と現在の利用実態を精査し、機能や設置目的、将来においてどのような機能を残すべきかを検討します。
- ・市総合計画など各種計画との整合性を踏まえ検討します。

《評価》

- ◎：引き続き活発な利用が見込める
- ：やや利用率が低下する見込み
- △：利用率が低下する（現状でも低い）

<将来需要の検討イメージ>



(3) 公共施設の再編の方向性の区分

公共施設の評価に基づき、公共施設再編の方向性を以下のとおりとします。

ア 公共施設の譲渡・廃止

- ① 施設の利用者が地域住民に限られるコミュニティ施設等で、地域住民が保有・管理することがふさわしい施設は、住民組織に譲渡します。
- ② 市有財産としての必然性の観点から、民間事業者による収益事業としての実施例があり、民間事業者の自主的な運営に託すことで、より効率的・効果的に業務遂行ができると考えられる施設は、積極的に民間事業者に譲渡します。
- ③ 民間で同種のサービスを実施している場合等は、利用ニーズを踏まえた上で、その機能を民間に任せることで当該公共施設を廃止（除却）します。

イ 公共施設の多機能化（集約化・複合化）

- ① 公共サービスのワンストップ性を高めるとともに、施設利用の効率化を図る観点から、公共施設の配置の偏りや利用ニーズ、将来の利用需要を考慮した上で、同種・類似施設の集約化や異なる機能の複合化をします。
なお、公共施設の再編により集約化や複合化した施設に入る機能については、以下の優先順位により検討します。

市民の命、財産を守る施設 【最優先】	市庁舎、消防署、防災センター、市民病院、小中学校
市民の生活を支援する施設 【優先】	保健センター、高齢福祉施設、障がい福祉施設、幼稚園・保育園等子育て支援施設、学校給食センター、産業振興施設、供給処理施設、市営住宅、斎場、駐車場、駐輪場
市民の生活を豊かにする施設 【その他】	公民館、集会施設、文化ホール、図書館、資料館、スポーツ施設、レクリエーション施設、観光施設、公園

- ② 集約化や複合化により用途を廃止した施設で、有効な利活用方法がない施設にあっては、財政の中長期見通しを踏まえ、順次、除却を進めます。

ウ 用途を変更し存続する公共施設（転用）

上記イにおける検討を基本とする一方、当該施設を他の公共施設の用途に再活用することがサービス提供の充実や施設整備コスト削減に有効な場合は、公共施設を転用します。

エ 維持する公共施設

上記のア～ウのいずれにも該当せず、公共施設として保持し続けることが必要である施設については、利用状況や将来の需要動向を勘案し、適正な規模による建替えや減築等を実施します。

2 高島市公共施設等総合管理計画の見直し

高島市公共施設等総合管理計画では、市の財政状況や市民一人当たりの公共施設延床面積が県内他市の平均を大きく上回っている状況を踏まえ、平成27年度から段階的に公共施設延床面積の削減に取り組み、平成56年度までに50%削減する削減目標を掲げていました。

しかし、高島市行財政改革委員会から、市民一人当たりの公共施設の延床面積が平成26年度時点で全国平均の約2倍ある現状にあっては、前倒しで公共施設の再編に取り組むべきとの意見が出されました。

こうした意見を踏まえて、高島市公共施設等総合管理計画に定める削減目標面積を以下のとおり見直します。

(当初)

施設削減目標(延床面積/H26 対比) 30年間で50%削減 ▲182,000 m ²	H27~36年度	▲5%	(▲18,200 m ²)
	H37~46年度	▲20%	(▲72,800 m ²)
	H47~56年度	▲25%	(▲91,000 m ²)



(見直し後)

施設削減目標(延床面積/H26 対比) 30年間で50%削減 ▲182,000 m ²	H27~36年度	▲10%	(▲36,000 m ²)
	H37~56年度	▲40%	(▲146,000 m ²)

3 施設分類別再編計画

施設分類別再編計画は、次の構成とします。

(ア) 施設の概要

施設の設置目的などの概要を示します。

(イ) 再編方針

施設の分類ごとの現状分析を踏まえた再編の方針を示します。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

個々の施設の評価と今後30年間(平成56年度末まで)の再編に向けての方向性を示します。なお、再編に向けての方向性は、今後、公共施設の再編を進めていく上での一つの方向性を示すものであって、社会情勢の変化や市民との情報共有を図る中で、施設削減目標の達成に向けて他の方向性を否定するものではありません。

①行政系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「行政サービスの向上や業務の効率性を高めることに配慮しつつ、規模の適正化や適正配置を検討。支所は耐震対策に加え、老朽化した場合は安全性の観点から周辺公共施設のあり方と併せて検討。」とされています。行政系施設に分類される庁舎等（市役所本庁や支所）、消防施設（消防本部、消防署）、その他行政系施設（防災センター）は、住民の利用を主目的とする公の施設ではありませんが行政運営上欠くことのできない主要な施設であり、特に災害発生時においては市の対応の拠点となる施設です。

ア 庁舎等

(7) 施設の概要

施設の目的	公務の正常かつ円滑適正な執行を確保し、市民サービス（住民票の発行などの窓口業務ほか）を提供します。			
施設概要	施設数（か所）	9	延床面積（㎡）	20,189

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> 市役所（本庁）および各支所については、大規模改修および建替え時の規模の適正化や、周辺施設からの機能移転による複合化、コンビニによる証明書発行サービス等民間との連携による機能確保を検討する必要があります。 老朽化が進行している文書庫等については、周辺施設への機能移転等による複合化を検討する必要があります。
再編の方針	<ul style="list-style-type: none"> 市庁舎については、3か所に分散している本庁機能を統合し行政サービスの向上に努めます。 支所については、市の面積が広大であるため、合併後も市民生活に急激な変化がないよう支所機能の確保を図ってきており、災害時等における地域の危機管理機能として必要であります。支所における余剰スペースについては他の公共施設の機能を移転して地域の拠点施設として複合化することや、建替えを実施する際には規模の適正化（減築・小規模化）を図ります。 今後ICTの一層の進展により電子申請が拡大していくことも想定されることから、行政系施設における住民サービスのあり方も併せて検討します。 公文書庫は、施設の老朽化と分散型管理を解消するため、周辺施設への機能移転を行います。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建 物 性 能	建 物 × 利 用	建 物 × コ ス ト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
高島市役所（本庁）	5,390	1993	2043	新旭	①	A	C	◎	△	◎	◎	市庁舎については、3か所に分散している本庁機能を統合し行政サービスの向上に努めます。
高島市役所（別館）	2,042	1972	2022	今津	⑧	D	D	△	△	◎	◎	市庁舎については、3か所に分散している本庁機能を統合し行政サービスの向上に努めます。
高島市役所マキノ支所	2,815	1974	2024	マキノ	⑤	D	D	◎	◎	◎	◎	他施設との複合化等による規模の適正化を検討します。
マキノ文書庫（旧公民館）	614	1970	2020	マキノ	⑧	D	B	◎	○	◎	△	他施設との複合化等により分散型管理を解消します。
高島市役所今津支所	1,584	1958	2008	今津	⑧	B	D	◎	◎	◎	◎	老朽化が進んでいるため、今津老人福祉センターを増築し、機能を移転し行政サービスの向上を図ります。
高島市役所朽木支所	1,543	1974	2024	朽木	⑧	D	D	◎	◎	◎	○	他施設との複合化等による規模の適正化を検討します。
高島市役所安曇川支所	2,764	1959	2009	安曇川	⑧	B	D	◎	◎	◎	◎	老朽化が進んでいるため、ふれあいセンター（支所）および本庁（教育委員会）に機能を移転し行政サービスの向上を図ります。
南古賀文書庫	297	2000	2024	安曇川	⑦	D	B	○	○	◎	△	他施設との複合化等による規模の適正化を検討します。
高島市役所高島支所	3,140	1982	2032	高島	②	C	C	○	◎	◎	○	他施設との複合化等による規模の適正化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

イ 消防施設

(7) 施設の概要

施設の目的	消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第1項の規定に基づき、消防本部および消防署を設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	4	延床面積（㎡）	4,184

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	消防施設については、比較的新しい施設が多く現在のところ建物性能面等に大きな課題は見られないものの、全ての施設が平成以降に建築されていることから、今後は更新時期の集中を想定した計画的な維持管理や更新を行っていくことが重要となります。
再編の方針	消防本部等については、引き続き市域の広さを考慮した消防・救急体制の確保を最優先し、施設のあり方について検討します。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市消防本部・高島市北部消防署	2,862	1995	2045	今津	①	A	A	◎	◎	◎	◎	365日絶え間なく救急体制を備える必要があるため、引き続き、適正な規模での施設の配置を検討します。
高島市北部消防署マキノ救急分遣所	265	2003	2041	マキノ	①	C	C	◎	◎	◎	◎	365日絶え間なく救急体制を備える必要があるため、引き続き、適正な規模での施設の配置を検討します。
高島市北部消防署朽木分遣所	246	1997	2035	朽木	①	C	C	◎	◎	◎	◎	365日絶え間なく救急体制を備える必要があるため、引き続き、適正な規模での施設の配置を検討します。
高島市南部消防署	811	1997	2047	安曇川	①	C	A	◎	◎	◎	◎	365日絶え間なく救急体制を備える必要があるため、引き続き、適正な規模での施設の配置を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

ウ その他行政系施設（防災センター）

(7) 施設の概要

施設の目的	各地域の防災センターは、災害時活動用資機材、食料等の災害時備蓄品の貯蔵のために、災害時の物資集積拠点として設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	6	延床面積（㎡）	3,583

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	防災センターについては、比較的新しい施設が多く現在のところ建物性能面等に大きな課題は見られないものの、全ての施設が平成以降に建築されていることから、今後は更新時期の集中を想定した計画的な維持管理や更新を行っていくことが重要となります。
再編の方針	防災センターは、災害時の物資集積拠点として、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
マキノ防災センター	430	2001	2035	マキノ	①	-	C	◎	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。
今津コミュニティ防災センター	791	1996	2030	今津	②	-	A	◎	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。
朽木消防拠点施設	294	1999	2033	朽木	①	-	C	◎	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。
安曇川防災センター	985	1997	2031	安曇川	①	-	A	○	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。
高島防災センター	446	2000	2034	高島	①	-	C	◎	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。
新旭防災センター	637	1999	2033	新旭	①	-	A	○	◎	○	◎	365日絶え間なく各種災害の発生に備えるため、引き続き、適正な規模での施設のあり方を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

※各防災センターは利用者がいないため、利用状況による比較は行っていません。

②市民文化系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては「公民館や資料館、図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討。文化ホールは有効活用に努めつつ類似団体と同程度の施設数となるよう検討。集会施設で地元自治会等の集会所や作業所としての機能の強い施設は、地元への譲渡を検討。」とされています。市民文化系施設は、比較的小規模で旧町村ごとに複数保有する集会施設（公民館、コミュニティセンター、集会所等）と、大規模な文化施設（市民会館、ホール）に分けて検討する必要があります。

ア 集会施設

(7) 施設の概要

施設の目的	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しています。			
	市民交流施設は、市民相互の交流および連帯意識の向上を図り、併せて健康で文化的な生活を推し進めるため設置しています。			
	朽木農民研修センターは、農林業に対する知識と技術の向上を図り、もって健全な農業経営に資するため設置しています。			
	ステーションオアフは、市民のコミュニティ活動や生涯学習の場として設置しています。			
	働く女性の家は、働く女性の福祉の増進を図るため設置しています。			
	弘川会館は、地域住民の学習、保育、休養、集会等の用に供するため設置しています。			
	畑の棚田ふれあい交流施設は、都市住民との交流を促進し、棚田保全と地域振興を図るため設置しています。			
	集会施設は、地域住民のコミュニケーションを図るとともに、生活文化の向上および社会福祉の増進を目的として設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	26	延床面積（㎡）	21,081

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	利用の少ない施設については、建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した複合化等の実施や地元自治会等への譲渡等による運営の見直しを検討する必要があります。
再編の方針	<ul style="list-style-type: none"> 集会施設のうち特定地域の利用者に限定されている地域集会所は、地元合意の下で施設を譲渡していきます。 公民館やコミュニティセンターについては、「施設調査」による建物性能状況や利用状況を的確に把握し、旧町村ごとのバランスや当該地域で果たしている役割を考慮した上で、老朽化し稼働率が著しく低い施設は周辺施設への機能移転による複合化や、類似施設の集約化を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市働く女性の家	752	1992	2039	今津	①	A	C	◎	△	△	○	今津東コミュニティセンターへの機能移転による複合化を検討します。
今津東コミュニティセンター	1,645	1987	2034	今津	⑦	B	D	○	△	△	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。
弘川会館	150	1992	2039	今津	①	C	A	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
朽木荒川集会所	137	2004	2026	朽木	①	C	A	△	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
朽木惣田集会所	100	1997	2019	朽木	③	D	B	◎	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
高島横山集会所	158	1979	2026	高島	⑦	D	B	◎	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
今津上コミュニティセンター	330	1988	2035	今津	②	D	B	○	△	○	△	今津東コミュニティセンターへの機能移転による集約化を検討します。
今津宮の森コミュニティセンター	326	1989	2013	今津	②	D	D	△	△	○	△	今津東コミュニティセンターへの機能移転による集約化を検討します。
高島黒谷コミュニティセンター	110	1976	2000	高島	⑧	D	B	◎	△	○	△	高島市公民館への機能移転による複合化を検討します。なお、消防団車庫部分は、消防団の再編において検討します。
新旭コミュニティセンター「ほおじろ荘」	627	1978	2028	新旭	②	C	A	◎	△	○	△	観光物産プラザへの機能移転による複合化を検討します。
高島市畑の棚田ふれあい交流施設	143	2005	2020	高島	①	C	A	○	△	○	△	地元区への譲渡を検討します。
今津椋川多目的研修集会施設	103	1981	2015	今津	⑧	D	D	○	△	○	△	地元区への譲渡を検討します。
今津新田生活改善センター	159	1972	2019	今津	⑧	B	B	○	△	○	△	地元区への譲渡を検討します。
安曇川庄塚農業構造改善センター	165	1992	2007	安曇川	③	D	B	○	△	○	△	地元区への譲渡を検討します。
今津酒波多目的集会施設	243	1991	2013	今津	③	D	B	◎	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物 性能	建物 ×利用	建物 ×コスト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
マキノ土に学ぶ里研修センター (マキノ公民館)	3,145	1981	2019	マキノ	②	A	A	○	◎	○	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。
今津北コミュニティセンター (今津公民館)	512	1981	2031	今津	②	C	C	○	◎	○	○	今津東コミュニティセンターへの機能移転による複合化を検討します。
今津西コミュニティセンター	444	1984	2034	今津	②	C	A	○	△	○	△	今津東コミュニティセンターへの機能移転による複合化を検討します。
今津浜分コミュニティセンター	163	1975	2025	今津	②	C	C	○	△	○	○	今津東コミュニティセンターへの機能移転による複合化を検討します。
朽木公民館	2,319	2002	2052	朽木	①	C	A	○	◎	○	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。
ステーション・オアフ	183	1995	2019	朽木	③	D	B	○	○	○	△	朽木公民館への機能移転による複合化を検討します。
朽木農民研修センター	499	1975	2025	朽木	⑦	D	B	○	○	○	○	朽木公民館への機能移転による複合化を検討します。
安曇川公民館	2,144	1998	2048	安曇川	①	A	C	○	◎	○	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。
安曇川世代交流センター	915	1992	2042	安曇川	①	A	C	○	△	○	○	安曇川公民館への機能移転による複合化を検討します。
高島公民館	3,885	1993	2043	高島	①	A	A	○	◎	○	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。
新旭公民館	1,724	1987	2025	新旭	②	A	C	○	◎	○	○	地域の団体等の活動拠点としての多機能化を図るなど、周辺施設の配置状況を踏まえながら地域のオープンな公共スペースとして引き続き、適正規模での配置を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

イ 文化施設

(7) 施設の概要

施設の目的	文化ホールは、文化、教養の向上等市民の福祉の増進および芸術文化の振興を図るため設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	3	延床面積（㎡）	8,206

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	文化ホールは市内に3館ありますが、ホール等の市民一人当たりの延床面積は県内13市の平均の1.8倍と高いことから、類似団体と同程度の規模へと見直しを図ることで、利用者数の向上やコストの縮減を図る必要があります。
再編の方針	文化ホールについては、規模の適正化を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市民会館	3,736	1980	2027	今津	②	C	A	◎	△	○	○	文化芸術活動の発表・鑑賞の場として稼働率や周辺施設の配置状況等を踏まえ、多機能化や適正規模での配置を検討します。
藤樹の里文化芸術会館	2,399	1979	2026	安曇川	②	A	C	◎	△	○	○	文化財の展示・収蔵施設への転用を検討します。
ガリバーホール	2,071	1993	2043	高島	①	C	A	◎	△	○	○	文化芸術活動の発表・鑑賞の場、また公民館との複合施設である現状を踏まえて引き続き適正規模での配置を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

③社会教育系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては「公民館や資料館、図書館等は、利用状況や建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した上で、複合化等による総量抑制を検討。」とされています。

ア 博物館等

(7)施設の概要

施設の目的	おっきん棕川交流館は、都市と農村との交流等を促進し、もって農村地域の活性化を図るために設置しています。			
	藤樹記念館は、郷土の偉人中江藤樹の顕彰と市民の文化の向上を図るために設置しています。			
	良知館は、郷土の偉人中江藤樹の顕彰と国史跡藤樹書院跡の来訪者に対する案内等の便宜を図り、もって地域文化の向上に資するために設置しています。			
	水鳥観察センターは、琵琶湖畔における野鳥等の観察を通じ、自然保護思想の高揚を図るために設置しています。			
	高島歴史民俗資料館は、郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保存、展示および調査研究を行い、その活用を図ることによって住民の郷土に対する理解と知識を深め、文化の向上と学術の発展に資するために設置しています。			
	マキノ資料館、朽木資料館は、伝統的な本市の農林漁業や生活文化等の資料を収集、保存、展示し、農林漁業の振興発展に寄与するとともに、地域農山村文化の向上を目的として設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	12	延床面積 (㎡)	4,221

(イ)再編方針

公共施設の現状分析	利用の少ない施設については、建物性能、全市的な配置バランス、代替機能の可能性を考慮した複合化等を検討する必要があります。
再編の方針	資料館や文化財収蔵庫に収蔵される文化財や資料等は代替性の無いものであるため、恒久的で安全な保管に努めるとともに、利用状況や施設機能を検証し、展示物等の魅力を創出する観点から、他施設との複合化を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物 性能	建物 ×利 用	建物 ×コ スト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
おっきん椋川交流館	180	1881	1903	今津	③	B	D	○	△	△	○	地元区等への譲渡を検討します。
近江聖人中江藤樹記念館	551	1987	2037	安曇川	②	A	C	○	△	○	○	機能移転による集約化を検討します。
高島市良知館	142	2003	2027	安曇川	②	A	C	○	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市新旭水鳥観察センター	426	1989	2013	新旭	②	B	D	○	◎	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノ資料館	424	1992	2039	マキノ	①	C	C	○	△	○	△	機能移転による集約化を検討します。
朽木資料館	309	1981	2028	朽木	⑦	D	D	△	△	○	△	機能移転による集約化を検討します。
高島市高島歴史民俗資料館	331	1980	2027	高島	④	D	D	△	△	○	△	機能移転による集約化を検討します。
文化財収蔵庫（南古賀）	137	2000	2031	安曇川	①	C	A	○	△	○	△	機能移転による集約化を検討します。
文化財収蔵庫（旧今津東体育館）	827	1956	2003	今津	⑧	D	B	-	-	-	-	支所棟の建築に伴い廃止しました。
文化財整理棟（旧新旭公民館横）	80	1999	2029	新旭	②	C	A	-	-	-	-	市庁舎の増築に伴い廃止しました。
文化財整理棟（下小川福祉施設）	577	1982	2020	安曇川	②	C	A	○	△	○	○	機能移転による集約化を検討します。
総門	237	1964	1986	高島	⑤	D	B	○	△	○	○	地元区等への譲渡を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

イ 図書館

(7) 施設の概要

施設の目的	図書館（室）は、資料提供を中心とする図書館サービスを行うことにより市民の生涯学習に資するために設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	6	延床面積（㎡）	5,878

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	高島市の平成 22 年の国勢調査人口 52,486 人における図書館の必要面積 3,236 ㎡に対し 5,878 ㎡、必要な蔵書数 267,075 冊に対し 539,000 冊の蔵書があることから（日本図書館協会の指標との比較）、今後の需要を踏まえた図書館（室）の適正規模を検討する必要があります。
再編の方針	図書館（室）については、単独施設が 3 館と公民館との複合施設が 3 室あることから、今後の需要を踏まえた適正な規模とします。また、更なる蔵書内容の充実による利用者満足の上昇を図るため、中核館への集約化を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後 30 年間 （平成 56 年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
マキノ図書館	431	1986	2036	マキノ	②	C	C	◎	△	○	○	中核館への集約化を検討します。
今津図書館	2,528	2001	2051	今津	①	A	A	◎	△	○	◎	市民の教養や生活を豊かにする中核的な図書館として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き適正規模での配置を検討します。
朽木図書サロン	508	2001	2051	朽木	①	C	A	◎	△	○	○	中核館への集約化を検討します。
安曇川図書館	1,949	1994	2044	安曇川	①	A	A	◎	△	○	◎	市民の教養や生活を豊かにする中核的な図書館として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き適正規模での配置を検討します。
高島図書室	266	1993	2043	高島	①	C	C	◎	△	○	○	中核館への集約化を検討します。
新旭図書室	196	1987	2025	新旭	②	C	C	◎	△	○	○	中核館への集約化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に規定する耐用年数で設定しています。

④学校教育系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「よりよい学校教育環境を維持するため、児童・生徒数が過少な場合は、地域の状況を勘案して最適な教育環境について検討。給食センターは統合を基本とし、管理運営は民間委託の拡大を検討。」とされています。

ア 学校

(7) 施設の概要

施設の目的	小中学校は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に基づき設置しています。小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを行い、中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を行っています。			
施設概要	施設数 (か所)	20	延床面積 (m ²)	95,524

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	小学校の年少人口一人当たりの延床面積は県内 13 市の平均の 1.6 倍、中学校の年少人口一人当たりの延床面積は県内 13 市の平均の 1.7 倍と多くなっていることから(平成 25 年度末時点の公共施設状況調査における小学校の面積と平成 22 年の国勢調査人口との比較)、課題解決に向けて、規模の適正化を検討する必要があります。なお、学校の統廃合や転用等を実施する場合には、教育の質の確保を図ることや施設整備時の補助金や交付金の取扱いにも留意が必要です。
再編の方針	小・中学校については、少子化の進行により児童・生徒数の減少が予想されるなかで、教育の質を向上する観点から適正規模とします。そのため、今後の児童・生徒数の推移を的確に見極めた上で、特に地域住民への十分な情報提供と丁寧な合意形成を基に、複式学級が生じる学校の教育環境を改善するために学校規模の適正化を図ります。また、学校再編や児童生徒数の減少等により生じる余裕教室については、周辺施設からの機能移転による複合化等を検討し、地域の拠点施設として有効活用を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市立マキノ東小学校	2,627	1970	2017	マキノ	③	A	C	○	△	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立マキノ西小学校	2,638	1985	2032	マキノ	②	C	C	○	△	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立マキノ南小学校	3,301	1987	2034	マキノ	②	A	A	○	△	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立今津東小学校	7,042	1965	2012	今津	③	A	A	○	○	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立今津北小学校	3,460	1969	2016	今津	③	B	B	○	○	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立朽木東小学校	3,054	1960	2007	朽木	③	D	B	◎	○	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立朽木西小学校	670	1983	2030	朽木	②	C	C	◎	○	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立広瀬小学校	3,571	1969	2016	安曇川	③	C	A	-	-	-	-	平成28年度から安曇小学校に統合。
高島市立安曇小学校	5,807	1982	2029	安曇川	②	A	A	○	△	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立青柳小学校	4,881	1965	2012	安曇川	③	A	A	○	△	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立本庄小学校	4,247	1988	2035	安曇川	②	C	A	○	△	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立高島小学校	5,199	1964	2011	高島	③	A	A	○	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立新旭南小学校	5,708	1966	2013	新旭	③	A	C	○	○	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立新旭北小学校	5,192	1968	2015	新旭	③	B	B	○	○	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市立マキノ中学校	5,379	1967	2014	マキノ	③	C	A	○	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立今津中学校	9,316	1975	2022	今津	②	A	C	○	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立朽木中学校	3,926	1970	2017	朽木	③	D	D	◎	◎	◎	△	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立安曇川中学校	7,425	1971	2018	安曇川	③	A	A	○	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立高島中学校	5,891	1970	2017	高島	③	A	A	○	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。
高島市立湖西中学校	6,190	1975	2022	新旭	②	A	C	◎	◎	◎	○	学校再編の中で適正規模での配置を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

※高島市公共施設等総合管理計画（平成27年3月）では、小中学校の校舎、体育館、寄宿舎をそれぞれ1施設としていたが、本調査報告書では校舎と体育館、寄宿舎（高島市立朽木中学校寄宿舎を除く）を一体で検討するため、1施設として分類しています。

イ その他教育施設

(7) 施設の概要

施設の目的	学校給食センターは、学校給食を実施するためその調理等の業務を一括処理する施設として設置しています。			
	寄宿舎は、遠隔地生徒の冬期における通学を確保するために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	5	延床面積 (㎡)	3,718

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	学校給食センター、寄宿舎は、小中学校の再編を進める中で、統合や運営の民間委託等を検討する必要があります。
再編の方針	学校給食センター、寄宿舎については、今後は、施設の老朽化や、少子化の進行による需要の減少等を見据え、施設の集約化を図るとともに、管理運営方法は民間委託の拡大を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市立朽木中学校寄宿舎	342	-	-	朽木	③	D	D	◎	◎	-	△	寄宿舎としての利用実績がないことから、廃止を検討します。
マキノ学校給食センター	763	2002	2033	マキノ	①	C	A	○	△	○	○	今津学校給食センターへの集約化を検討します。
今津学校給食センター	848	2002	2033	今津	①	C	A	○	△	○	○	拠点センターとして引き続き適正規模での配置を検討します。
安曇川学校給食センター	1,087	2000	2031	安曇川	①	A	C	○	△	○	○	拠点センターとして引き続き適正規模での配置を検討します。
新旭学校給食センター	678	1996	2027	新旭	②	C	C	○	△	○	○	安曇川学校給食センターへの集約化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑤子育て支援施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「対象児童数の見込みや子育て家庭のニーズ等を考慮して適正配置を検討。」とされています。人口減少や少子化・高齢化に歯止めをかけるためには一層の少子化対策が必要であり、保育所や幼稚園等の整備は不可欠となっています。

ア 保育園・幼稚園・認定こども園

(7) 施設の概要

施設の目的	保育園は、児童福祉法 39 条の規定に基づき、保育の必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図る施設として設置しています。			
	幼稚園は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に基づき、幼児の心身の発達を助長する施設として設置しています。			
	認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育および保育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進し、もって地域において児童が健やかに育成される環境を整備する施設として設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	8	延床面積 (㎡)	11,762

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	市内には公立保育園・幼稚園・認定こども園（10園）と私立認定こども園（6園）、私立幼稚園（1園）があり、それぞれが地域ニーズに応じた子育て支援に取り組んでいます。園児数が少なく今後の増加が見込まれない施設については、対象児童数の見込みや子育て家庭のニーズを把握するとともに、私立幼稚園（1園）や私立認定こども園（6園）との棲み分け等も考慮し、施設規模や適正配置、運営の見直し等を検討する必要があります。
再編の方針	公立保育園・幼稚園・認定こども園については、私立園との役割や棲み分けを明確にするとともに、児童数の減少に伴う小学校の統廃合との関係を整理しながら、子育て家庭のニーズを的確に把握し、地域バランスも考慮して適正規模・適正配置を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市立マキノ東こども園	768	1995	2029	マキノ	②	C	C	○	○	○	○	対象児数等を踏まえ、適正規模での一地域一園化を検討します。
高島市立マキノ西こども園	788	1978	2025	マキノ	③	C	C	○	○	○	○	対象児数等を踏まえ、適正規模での一地域一園化を検討します。
高島市立今津東保育園	840	1972	2019	今津	③	A	C	○	○	○	○	対象児数等を踏まえ、私立認定こども園への集約化を検討します。
高島市立朽木こども園	1,068	1998	2032	朽木	①	A	A	○	◎	○	○	対象児数等を踏まえ、適正規模での配置を検討します。
高島市立古賀保育園	858	1977	2011	安曇川	③	A	C	○	△	○	△	対象児数等を踏まえ、私立認定こども園への集約化を検討します。
高島市立高島こども園	862	1987	2021	高島	②	C	C	○	○	○	○	対象児数等を踏まえ、私立認定こども園への集約化を検討します。
高島市立なのはな保育園、なのはな幼稚園	3,296	2004	2038	新旭	①	C	A	◎	○	○	○	対象児数等を踏まえ、適正規模での一地域一園化を検討します。
高島市立さくら保育園、さくら幼稚園	3,282	2002	2036	新旭	①	C	A	○	○	○	○	対象児数等を踏まえ、適正規模での一地域一園化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

イ 幼児児童施設

(7) 施設の概要

施設の目的	マキノ児童館は、児童福祉法第35条に規定する児童福祉施設として、0歳から18歳の児童・生徒の健全育成と保護者の交流の場として設置しています。			
	カンガルー教室は、心身に障がいをもつ乳幼児および心身に発達の遅れのある乳幼児またはその疑いのある乳幼児に対し、生活に必要な機能訓練および集団生活への適応訓練を行うことにより障がいの軽減および心身の発達を促し、保護者への育児支援を行うために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	2	延床面積 (㎡)	831

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	幼児児童施設は、運営の見直し等による効率的な施設運営を図っていく必要があります。
再編の方針	幼児児童施設は、対象児数の推移に応じた施設規模や施設配置を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市マキノ児童館	426	2004	2026	マキノ	①	A	A	○	◎	○	○	学校施設等への機能移転を検討します。
高島市カンガルー教室	405	1987	2021	今津	②	A	C	○	◎	○	◎	他施設への機能移転を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑥保健・福祉施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「保健センターは施設の特徴、地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持。高齢者・障がい者福祉施設は、民間で同種のサービスが提供されていることに配慮し、サービス事業者への譲渡等を検討」とされています。本市の高齢化率は平成 27 年 10 月時点で 31.2%であり、今後高齢化が一層進むなかで住民の健康の維持のため保健・福祉施設の果たす役割は一層大きくなるものと思われます。

ア 保健施設

(7) 施設の概要

施設の目的	保健センターは、市民の健康の保持増進を図るために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	6	延床面積 (㎡)	4,262

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	市民一人当たりの延床面積は、県内 13 市の平均の 2.0 倍と多くなっていることから (平成 25 年度末時点の公共施設状況調査における保健センターの面積と平成 22 年の国勢調査人口との比較)、規模の適正化や近隣施設からの機能移転による複合化等を検討する必要があります。
再編の方針	保健センターは施設の特徴、地域性を考慮し、複合施設化を基本に機能を維持することとします。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市安曇川健康福祉センター	1,001	1998	2048	安曇川	①	A	A	◎	△	○	○	保健・福祉の中核的な多機能型の拠点施設として、周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市高島保健センター	1,041	1999	2046	高島	①	A	A	◎	△	○	○	中核施設への集約化を検討します。
高島市朽木保健センター	680	1990	2037	朽木	②	D	B	○	△	○	△	中核施設への集約化を検討します。
高島市今津保健センター	825	1989	2036	今津	②	C	A	◎	△	○	○	保健・福祉の中核的な多機能型の拠点施設として、周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市新旭保健センター	643	1986	2033	新旭	②	C	C	◎	△	○	○	中核施設への集約化を検討します。
高島市訪問看護ステーション	72	1999	2046	高島	①	A	C	◎	○	○	○	保健センターや市民病院への集約化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

イ 高齢福祉施設

(7) 施設の概要

施設の目的	<p>陽光の里は、介護保険法に規定する介護老人保健施設として、寝たきりの状態にある老人またはこれに準ずる状態にある老人の自立を支援し、その家庭復帰を促進することを目的として設置しています。</p>			
	<p>老人福祉センターは、老人福祉法の規定に基づき、老人の健康の増進や教養の向上などのための便宜を総合的に供与するために設置しています。</p>			
	<p>はあとふるマキノは、老人福祉法の規定に基づく介護支援相談の実施および介護保険法の規定に基づく保険給付を行うために設置しています。</p>			
	<p>今津あいあいタウン地域交流センターは、保健医療福祉サービス拠点施設における高齢者および地域住民の交流の場を提供するとともに、福祉の増進を図るために設置しています。</p>			
	<p>朽木特別養護老人ホーム「やまゆりの里」および朽木デイサービスセンターは、老人福祉法の規定に基づき設置しています。</p>			
	<p>朽木ふれあいセンターは、高齢者等の介護予防を図るため、生きがいと健康づくり活動に取り組む事業を進めるとともに、介護知識、介護方法等の普及を図るために設置しています。</p>			
	<p>朽木高齢者生活福祉ミニセンターは、ひとり暮らし老人等に冬期間共同生活の場を提供し、老人福祉の向上を図るために設置しています。</p>			
	<p>デイサービスセンターは、高齢者等の心身の健康を保持し、ふれあいを深めるとともに、高齢者およびその介護家族に対する相談、指導等の援助を行い、介護家族の負担の軽減および高齢者福祉の増進を図るために設置しています。</p>			
	<p>やすらぎ荘は、老人福祉法および介護保険法の規定に基づき、高齢者の心身の健康保持および福祉の増進を図るために設置しています。</p>			
	<p>いきいき元気館は、高齢者の介護予防、地域住民の健康づくりおよび交流を推進するために設置しています。</p>			
<p>マキノ白谷温泉八王子荘は、市民の健康増進および都市住民との交流の場を提供し、高齢者福祉の向上に寄与するために設置しています。</p>				
施設概要	施設数 (か所)	15	延床面積 (㎡)	17,829

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	民間で類似のサービスを実施していることから、必要に応じて民営化や譲渡等を検討する必要があります。
再編の方針	高齢福祉施設は民間で類似のサービスが提供されていることから、民間への譲渡を進めます。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市新旭総合福祉センター「やすらぎ荘」	1,499	1995	2042	新旭	①	A	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市今津あいあいタウン地域交流センター	1,377	1999	2046	今津	①	C	A	○	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
在宅介護サービスセンター「はあとふるマキノ」	1,799	2000	2047	マキノ	①	A	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノ白谷温泉八王子荘	760	2005	2039	マキノ	①	A	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
朽木特別養護老人ホーム「やまゆりの里」	3,017	1997	2031	朽木	①	A	A	○	◎	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
朽木デイサービスセンター	195	1997	2031	朽木	①	C	A	○	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
朽木ふれあいセンター・朽木ふれあいセンター浴室棟	275	2000	2022	朽木	③	C	C	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
安曇川デイサービスセンター	686	1990	2024	安曇川	②	C	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島デイサービスセンター	501	1999	2033	高島	①	C	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
新旭健康づくりセンター「いきいき元気館」	1,048	2004	2038	新旭	①	C	C	◎	○	△	△	他の用途への転用を検討します。
安曇川老人福祉センター	686	1978	2025	安曇川	⑦	D	B	◎	△	△	△	中核施設への集約化を検討します。
マキノ老人福祉センター(健康福祉センター)	998	1991	2038	マキノ	①	C	C	◎	△	○	△	中核施設への集約化を検討します。
今津老人福祉センター	737	1991	2038	今津	①	C	C	◎	△	○	△	高齢者の活動や交流等の中核的な多機能型の拠点施設として、周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
朽木高齢者生活福祉ミニセンター	207	1990	2012	朽木	③	C	A	◎	◎	○	△	市営住宅等の空き室の活用を検討します。
介護老人保健施設 陽光の里	4,044	1997	2044	高島	①	A	C	○	○	○	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

ウ 障がい福祉施設

(7) 施設の概要

施設の目的	安曇川障害者デイサービスセンターは、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者福祉の増進を図るために設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	1	延床面積（㎡）	300

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	民間で類似のサービスを実施していることから、必要に応じて民営化や譲渡等を検討する必要があります。
再編の方針	障がい福祉施設は民間で類似のサービスが提供されていることから、民間への譲渡を進めます。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市安曇川障害者デイサービスセンター	300	1991	2025	安曇川	◎	C	C	△	◎	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑦スポーツ・レクリエーション系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「存続する施設の管理運営については指定管理を基本とする。老朽化が著しい場合は利用状況や市域全体のバランス、代替機能の可能性等を勘案して保有量抑制方策を検討するほか、市有財産として保有する必然性が低い施設は、払下げや譲渡を検討。」とされています。「施設調査」の施設利用状況をみると施設規模が様々であることから利用者数は大きな差異が生じています。

ア スポーツ施設

(7) 施設の概要

施設の目的	市民体育の向上および健康の増進を図るため、また体育振興のために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	22	延床面積 (㎡)	26,751

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	合併によって体育館の市民一人当たりの延床面積は県内13市の平均の2.3倍と多くなっていることから(平成25年度末時点の公共施設状況調査における体育施設の面積と平成22年の国勢調査人口による比較)、指定管理の導入による運営の見直しや類似施設の集約化、学校開放による代替施設の利用、譲渡等を検討する必要があります。
再編の方針	体育館やプール、グラウンド等、市内に類似施設が複数設置されている施設は、老朽化が著しい場合や民間事業者により代替が可能な場合等は、市域全体のバランスを考慮して統廃合や集約化による規模の適正化を図ります。なお、指定管理であっても市有施設であることには変わりはないので施設保有量には影響がないことに留意が必要です。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
角川農村公園	0	1989		今津	-	-	-	○	△	○	△	地元区への譲渡を検討します。
高島市今津総合運動公園	3,096	1992	2030	今津	②	A	C	◎	△	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市今津B & G 海洋センター	1,685	1992	2026	今津	②	A	A	◎	○	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市今津屋根付き運動場 サンプル今津	2,966	2003	2034	今津	①	C	A	○	○	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市健康の森梅ノ子運動公園	573	2001	2032	安曇川	①	A	C	◎	○	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市高島B & G 海洋センター	5,264	1984	2022	高島	②	A	A	○	○	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市新旭森林スポーツ公園	400	1985	2035	新旭	②	A	C	○	○	△	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
高島市今津山村広場	68	1982	2020	今津	-	-	A	○	△	△	○	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。
高島市安曇川多目的グラウンド	0	1980		安曇川	-	-	A	○	○	△	△	梅ノ子運動公園への機能移転による集約化を検討します。
マキノグラウンド	65	1979		マキノ	-	-	C	○	○	○	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
マキノ屋内グラウンド	978	1990	2024	マキノ	②	C	A	○	○	○	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
今津弘川運動公園 (プール、運動場)	1,169	2004	2038	今津	①	C	A	○	△	○	○	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。
宮の森公園 全天候型テニスコート	0	1988		今津	-	-	B	○	△	○	△	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。
今津勤労者体育センター	1,886	1977	2024	今津	⑦	D	B	○	△	○	○	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的		定性的					
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
今津北体育館	925	1978	2012	今津	⑤	D	B	○	△	○	△	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。
今津上体育館	750	1980	2014	今津	⑤	D	B	○	△	○	○	総合運動公園への機能移転による集約化を検討します。
朽木グラウンド	98	1975	2009	朽木	-	-	D	○	◎	○	△	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
安曇川総合体育館	3,930	1979	2026	安曇川	②	C	A	○	◎	○	○	梅ノ子運動公園への機能移転による集約化を検討します。
新旭武道館	774	1989	2036	新旭	②	C	A	○	◎	○	○	新旭体育館への機能移転による集約化を検討します。
新旭体育館	2,098	1971	2018	新旭	③	C	A	○	◎	○	○	地域のスポーツ活動・観戦や交流・健康増進を図る拠点施設として周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正規模での配置を検討します。
新旭グラウンド	26	1967		新旭	-	-	A	△	○	○	○	森林スポーツ公園への機能移転による集約化を検討します。
横山農村広場	0	1979		高島	-	-	D	○	○	○	○	高島B&G海洋センターへの機能移転による集約化を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

※スポーツ施設（屋外）は、建物ではなく敷地利用がメインの施設のため、建物性能比較の対象外としています。

※スポーツ施設（屋外）は、建物ではなくグラウンド利用が中心の施設となっているため、面積当たりコストは、施設コスト÷敷地面積（㎡）で算出しています。

※スポーツ施設（屋外）については、用地がメインの施設のため、建物性能評価は行わず、利用状況とコストによる評価を行っています。

※利用者統計が無い今津角川農村公園は、利用者数を表示せず、平均の対象から除外しています。

※今津B&G海洋センター、サンルーフ今津、今津山村広場の保険料を除くコストは今津総合運動公園に含みます。

※今津総合運動公園、今津弘川運動公園、健康の森梅ノ子運動公園、高島B&G海洋センター、新旭森林スポーツ公園の指定管理料には、建物以外にグラウンド、テニスコート、野球場等の運営費等を含みます。

イ レクリエーション・観光施設

(7) 施設の概要

施設の目的	観光振興および関係事業の推進ならびに発展を目的とし、観光事業を充実させ、観光客の誘客を図るために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	28	延床面積 (㎡)	31,950

(イ) 再編方針

公共施設の現状分析	指定管理の導入による運営の見直しや類似施設の集約化、譲渡等を検討する必要があります。
再編の方針	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション、観光施設の存廃を検討する際には、施設の性格上その利用状況が大きな要素となると考えられますが、本市以外からの利用が多数ある施設があることを十分考慮する必要があります。 市の行政運営上必要不可欠な施設ではないことから利用率の改善が見込めず、採算性が著しく低い施設については廃止を進めます。 複数の類似施設がある場合には、統廃合や集約化等を、民間事業者による事業継続が可能な施設については、譲渡を進めます。なお、指定管理であっても市有施設であることには変わりはないので施設保有量には影響がないことに留意が必要です。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価								今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的				定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要		
高島市マキノ農業公園施設 (マキノピックランド)	1,252	1998	2029	マキノ	①	C	A	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	
総合交流拠点施設 じゃっぴいらんど	1,117	2001	2039	朽木	①	A	A	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	
うかわファームマート	139	2002	2017	高島	②	C	A	○	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	
体験交流センター ゆめの・加工実習館 手ほどき工房センパイ	951	1996	2034	今津	①	C	A	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	
平良ふれあいセンター	92	2003		朽木	②	C	A	○	△	○	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	
高島市針畑郷山村都市交流館「山帰来」	214	2002	2017	朽木	②	C	A	○	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。	

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物 性能	建物 ×利用	建物 ×コスト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
高島市森林公園くつきの森	1,025	1981	2012	朽木	④	D	D	○	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市新旭里山交流館「もりっこ」	336	2004	2019	新旭	①	C	C	△	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市新旭昆虫の森公園	72	2001	2039	新旭	①	C	C	△	△	○	△	利用需要が少ないことから、廃止を検討します。
丸八百貨店	259			朽木	⑧	D	D	△	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市農林水産物直売・食材供給施設および処理加工施設(マキノ追坂峠道の駅施設)	472	2004	2035	マキノ	①	A	C	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、トイレ等の道の駅機能以外については譲渡を検討します。
グリーンパーク想い出の森施設	10,531	1986	2024	朽木	②	A	A	◎	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノ林間スポーツセンター	138	1986	2033	マキノ	②	C	C	○	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノサニービーチ高木浜	374	1991	2029	マキノ	②	C	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノサニービーチ知内浜	420	1991	2022	マキノ	②	C	A	◎	○	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
マキノ高原自然体験交流施設	2,610	2001	2039	マキノ	①	A	C	◎	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
赤坂平家族旅行村ピラデスト今津	4,405	1994	2032	今津	①	C	A	○	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
今津ヴォーリズ資料館	264	1923	1961	今津	③	C	C	○	△	△	◎	機能移転による集約化を検討します。
琵琶湖周航の歌資料館	329			今津	①	C	C	△	△	△	△	機能移転による集約化を検討します。
朽木新本陣	619	1987	2002	朽木	③	A	C	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、トイレ等の道の駅機能以外については譲渡を検討します。
三ツ石休憩所	84	1976		朽木	⑧	D	D	△	△	○	△	老朽化に伴い廃止を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物 性能	建物 ×利用	建物 ×コスト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
針畑休憩所	100	1976	1991	朽木	⑧	D	B	△	△	○	△	利用需要が少なく、老朽化が進んでいることから、廃止を検討します。
朽木オートキャンプ場	273	1996	2011	朽木	③	D	B	○	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市道の駅施設「藤樹の里あどがわ」	1,370	2006	2044	安曇川	①	A	C	◎	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、トイレ等の道の駅機能以外については譲渡を検討します。
高島市ガリバー青少年旅行村	3,013	1987	2002	高島	③	C	A	○	△	△	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
ガリバーリリパットハウス	51	1989	2004	高島	③	D	B	○	△	△	◎	利用需要が少なく、老朽化が進んでいることから、廃止を検討します。
高島市新旭風車村公園	916	1987	2025	新旭	②	C	C	◎	△	○	◎	民間事業者等による事業継続が可能であることから、トイレ等の道の駅機能以外については譲渡を検討します。
青少年自然体験施設椋川山の子学園	524	1988	2012	今津	②	C	A	◎	△	○	△	利用需要が少なく、老朽化が進んでいることから、廃止を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑧産業系施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「産業系施設で地元自治会等の集会所や作業所としての機能が強い施設は、地元への譲渡を検討。」とされています。

(7)施設の概要

施設の目的	共同利用施設は、地域の農業者等の経営の合理化と安定を図り、地域住民が主体的に行う活動の拠点として設置しています。			
	観光物産プラザは、地域産業の振興と市民交流の促進を図るとともに、観光および物産に関する情報発信等を行い、もって地域の活性化に寄与するために設置しています。			
	農林水産物処理加工施設は、市の農林水産物の付加価値を高め、特産品の開発、加工および販売を通じて農林水産業の振興を図るために設置しています。			
	物産会館は、物産の振興を図り、地域の産業経済の健全な発展に資するために設置しています。			
	白谷温泉泉源は、市の観光振興および市民の健康増進に寄与するため、温泉を供給する施設として設置しています。			
	ルネッサンスセンターは、農林漁家等の女性が農林水産物の生産や地域振興の重要な担い手としての役割を果たす生活づくりと、農林水産加工等の諸活動の推進を図るために設置しています。			
	栃もちうまいもの館は、農林産物の生産加工技術の伝承と特産品化を推進し、安定的な生産と供給を図るために設置しています。			
	たいさんじ風花の丘は、農村と都市が農業を通して交流を深め、安全で新鮮な農畜産物を供給することによる農業振興を図り、あわせて食や農を学び、健全で安心な食生活の実現に資するために設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	20	延床面積 (㎡)	5,209

(1)再編方針

公共施設の現状分析	指定管理の導入による運営の見直しや類似施設の集約化、地域への譲渡等を検討する必要があります。
再編の方針	<ul style="list-style-type: none"> 農業共同利用施設は、地域集会施設と同様に、特定地域の農業経営者が利用する施設であるため、地元農業関係団体の合意の下に施設の譲渡を行います。 その他の産業系施設においては、老朽化が著しい場合は利用状況や市域全体のバランス、代替機能の可能性などを勘案した施設配置を行います。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市朽木針畑ルネッサンスセンター	210	1995	2010	朽木	㊸	B	B	○	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
栃もちうまいもの館	105	1998	2013	朽木	㊸	D	B	○	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
たいさんじ風花の丘	450	2005	2020	安曇川	①	A	C	○	△	△	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
高島市鶴川ふれあい農園	32	2001	2016	高島	②	A	A	○	△	△	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
農林水産物処理加工施設	1,163	2003	2034	マキノ	①	C	A	○	△	○	△	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。
今津南浜中浜農業共同作業所	172	1979	2010	今津	⑧	B	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
今津川尻農業共同作業所	225	1975	2006	今津	⑧	B	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
安曇川上古賀農機具格納庫	170	1980	2004	安曇川	⑧	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
安曇川長尾共同集出荷施設	116	1986	2017	安曇川	③	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
安曇川三尾里農畜産物処理加工施設	196	1991	2022	安曇川	②	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
新旭井ノ口共同作業所	171	1979	2010	新旭	⑧	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
新旭針江靱調整施設共同作業所	172	1981	2012	新旭	⑧	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
新旭川原市靱調整施設共同作業所	76	1982	2013	新旭	③	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
新旭北畑農業用集出荷施設	140	1983	2014	新旭	③	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
新旭田井農機具格納庫	165	1985	2016	新旭	③	D	B	○	△	△	△	地元区への譲渡を検討します。
今津魚揚場	131	1980	2004	今津	⑧	D	D	○	△	○	△	漁業組合への譲渡を検討します。
今津漁業者研修センター	172	1981	2019	今津	⑦	B	D	○	△	○	△	漁業組合への譲渡を検討します。
高島市物産会館	98	1987	2034	マキノ	②	B	D	◎	○	△	△	観光物産プラザへの機能移転による集約化を検討します。
高島市観光物産プラザ	1,229	1987	2025	新旭	②	A	C	○	○	○	○	市内の産業振興を図る拠点施設として、また公民館との複合施設である現状や周辺施設の配置状況等を踏まえながら引き続き、適正な規模での配置を検討します。
高島市マキノ白谷温泉 (泉源施設)	16	1979	2013	マキノ	⑧	D	D	○	○	○	○	民間事業者等による事業継続が可能であることから、譲渡を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑨公園

公園は、建物ではなく敷地の利用が中心の施設であることから「高島市公共施設等総合管理計画」にも個別の記載はなく、「施設調査」でも建物性能状況調査は行っていませんが、17施設中7施設が整備後30年以上を経過しています。

(7)施設の概要

施設の目的	公園は、都市公園法(昭和33年法律第79号)の規定等に基づき設置しています。環境の改善や防災性の向上等に寄与しています。			
施設概要	施設数(か所)	17	延床面積(m ²)	140

(イ)再編方針

公共施設の現状分析	老朽化が著しい場合は、財政状況を勘案し適切な修繕等を行うとともに、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を検討する必要があります。
再編の方針	老朽化が著しい場合は、財政状況を勘案しつつ適切な修繕等を行い、必要な機能の維持を図ります。

(ウ)施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積(m ²)	建築年	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
住吉公園	36	1973	-	今津	-	-	A	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
橘公園	0	1985	-	今津	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
西町公園	0	1986	-	今津	-	-	D	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
名小路公園	0	1986	-	今津	-	-	D	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
宮の森公園	31	1987	-	今津	-	-	A	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
白妙公園	32	1975	-	安曇川	-	-	C	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
児貝公園	0	1973	-	安曇川	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価						今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性	
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用		将来需要
老針木公園	0	1979	-	安曇川	-	-	D	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
新旭中央公園	0	1978	-	新旭	-	-	A	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
竹馬の里児童公園	0	1988	-	新旭	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
浄土寺児童公園	0	1989	-	新旭	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
花の臺児童公園	0	1990	-	新旭	-	-	A	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
村西児童公園	0	1990	-	新旭	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
北畑西公園	0	2004	-	新旭	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
安養寺萌木の国公園	0	2004	-	新旭	-	-	B	◎	△	○	○	都市公園法に基づく都市公園であり、オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
萬木公園	22	1978	-	安曇川	-	-	D	◎	△	○	○	オープンな公共スペースとして引き続き適切な維持管理を行います。
陽明園	19	1992	2016	安曇川	-	-	B	○	△	○	○	地元区等への譲渡を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

※公園については、用地がメインの施設のため、建物性能評価は行わず、利用状況とコストによる評価を行っています。

⑩供給処理施設

供給処理施設については、11施設中8施設は敷地の利用が中心の不燃物処理施設であることから「高島市公共施設等総合管理計画」においても個別の記載はありませんが、「施設調査」の建物性能状況によると3施設中1施設が耐震性が無い施設となっています。

(7)施設の概要

施設の目的	一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために設置しています。			
	熱供給施設は、地球温暖化の防止および地域の木材資源の有効活用に寄与するため、木質チップを燃料とし、給湯・暖房用に熱を供給する施設として設置しています。			
施設概要	施設数 (か所)	11	延床面積 (m ²)	17,646

(1)再編方針

公共施設の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は設備等の老朽化に伴う修繕や効率的な運営によるコストの縮減、将来需要を想定した適切な規模による更新等を個別に検討する必要があります。 ・ 不燃物処理場は、効率的な運営によるコストの縮減、将来需要を想定した適切な規模による更新等を個別に検討する必要があります。
再編の方針	環境センター等は良好な環境維持のために必要不可欠な施設です。これらの施設については安全性の確保と将来需要を想定し、適切な施設のあり方を検討するとともにより効率的な運営を図ります。

(ウ) 施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的		定性的					
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市環境センター	16,172	2002	2040	今津	①	A	A	○	◎	○	◎	市民生活に不可欠な施設であり、引き続き適切な規模での施設の配置を検討します。
高島市衛生センター	789	1976	2014	今津	⑦	D	D	○	◎	○	△	汚水処理施設共同整備事業 (MICS事業) により浄化槽汚泥等受入施設を高島浄化センター内に整備します。
マキノ不燃物処理場	0	1973	-	マキノ	-	-	B	○	◎	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
今津不燃物処理場	199	1991	-	今津	-	-	C	○	◎	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
朽木不燃物処理場	117	1984	-	朽木	-	-	C	○	◎	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
新旭新庄不燃物処理場	0	1980	-	新旭	-	-	B	○	○	○	△	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
新旭饗庭不燃物処理場	0	1967	-	新旭	-	-	D	○	○	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
安曇川不燃物処理場	0	1972	-	安曇川	-	-	B	△	◎	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
高島拝戸不燃物処理場	130	1974	-	高島	-	-	D	△	○	○	○	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
高島横山不燃物処理場	70	1983	-	高島	-	-	B	△	○	○	△	法令に基づき、引き続き、施設の安定化に向けた監視を行います。
高島市熱供給施設	169	2004	2042	新旭	①	C	A	◎	◎	○	△	利用需要が少なく、老朽化が進んでいることから廃止を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号)」に規定する耐用年数で設定しています。

※衛生センター、熱供給施設、マキノ不燃物処理場、安曇川不燃物処理場、高島拝戸不燃物処理場、高島横山不燃物処理場、新旭新庄不燃物処理場、新旭饗庭不燃物処理場については、利用者統計がないため非表示としています。

※不燃物処理場の面積当たりコストは、維持管理経費 (コスト) ÷ 敷地面積 (㎡) で算出しています。

※不燃物処理場については、敷地の利用が中心の施設のため、建物性能評価は行わず、利用状況とコストによる評価を行っています。

⑪公営住宅

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「セーフティネットとしての必要戸数を把握し、規模の集約に努め、年次的な計画修繕により効率的な管理運営を進める。」としています。公営住宅は旧町村の区域ごとに複数設置されていますが、「施設調査」の施設利用状況をみると住宅ごとに戸数および入居率に差異が生じています。耐震性が無い住宅のうち、老朽化が進み政策空家として募集を停止している住宅が多く、再編は不可欠となっています。

(ア)施設の概要

施設の目的	公営住宅は、健康で文化的な生活を営むために、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために設置しています。			
	特定公共賃貸住宅等は、地域での定住促進のために中堅層向けに提供し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与するために設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	44	延床面積（㎡）	55,757

(イ)再編方針

公共施設の現状分析	公営住宅の市民一人当たりの延床面積は、県内13市の平均の2.2倍と多くなっていることから（平成25年度末時点の公共施設状況調査における公営住宅の面積と平成22年の国勢調査人口との比較）、将来の需要を想定し既存施設の集約化や規模の適正化を進める必要があります。また、PPP/PFIや民間賃貸住宅の活用等、コスト縮減に向けた新たな取組を検討する必要があります。
再編の方針	公営住宅は、入居率の動向や人口減少、民間の住宅供給量などを考慮し真に必要な戸数とします。

(ウ)施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市営住宅 西浜団地	666	1978	2005	マキノ	⑧	B	B	○	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 新保団地	1,906	1993	2040	マキノ	①	A	A	◎	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 マキノ駅前第1団地	1,373	1987	2034	マキノ	①	A	A	◎	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 マキノ駅前第2団地	1,214	1989	2036	マキノ	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数 を迎 える 時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物 性能	建物 ×利用	建物 ×コスト	立 地 状 況	配 置 状 況	民 間 活 用	将 来 需 要	
高島市営住宅 マキノ駅前第3団地	1,872	2001	2048	マキノ	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 天神団地	3,210	1957	1984	今津	⑧	B	B	△	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 市ヶ崎団地	7,875	1996	2043	今津	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 市ヶ崎団地(けやき棟)	337	1996	2043	今津	①	C	C	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 平ヶ崎団地	397	1967	1994	今津	⑧	D	D	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 武末団地	4,686	1988	2035	今津	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第1団地	631	1980	2007	朽木	⑦	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、入居率や人口減少等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第2団地	657	1973	2000	朽木	⑧	D	D	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 上野第3団地(A~D棟)	1,440	1978	2005	朽木	⑧	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、入居率や人口減少等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第3団地(K~L棟)	335	1992	2014	朽木	③	D	D	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、入居率や人口減少等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第4団地(G~J棟)	1,395	1986	2008	朽木	③	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、入居率や人口減少等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第4団地(M~N棟)	298	1992	2014	朽木	③	B	D	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、入居率や人口減少等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 上野第4団地(O~P棟)	523	1997	2031	朽木	①	C	C	◎	△	○	○	入居率や人口減少等を考慮し集約化を検討します。
高島市営住宅 荒川団地	863	1995	2017	朽木	②	B	B	◎	△	○	○	入居率や人口減少等を考慮し集約化を検討します。
高島市営住宅 荒川惣田団地(A棟)	174	1999	2021	朽木	②	B	D	◎	△	○	○	入居率や人口減少等を考慮し集約化を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市営住宅 針畑団地	129	1996	2018	朽木	②	B	D	◎	△	○	○	入居率や人口減少等を考慮し集約化を検討します。
高島市特定市営住宅 中牧団地	122	2002	2024	朽木	①	A	C	◎	△	○	○	入居率や人口減少等を考慮し集約化を検討します。
高島市営住宅 船木団地	356	1969	1996	安曇川	⑧	D	D	○	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 新西万木団地	4,267	2004	2051	安曇川	①	A	A	◎	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 古賀団地	303	1969	1996	安曇川	⑧	D	D	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 第2古賀団地	560	1980	2007	安曇川	⑦	B	D	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 天井前団地	1,351	1971	1998	安曇川	⑧	D	B	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 島団地	560	1979	2006	安曇川	⑧	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 第2島団地	560	1981	2008	安曇川	⑦	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 第3島団地	558	1982	2009	安曇川	②	A	C	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 新中野団地	4,469	2002	2049	高島	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 出鴨団地	705	1971	1993	高島	⑧	D	B	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 拝戸団地	1,928	1973	2000	高島	⑧	B	B	◎	△	○	○	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市営住宅 五十川団地	1,464	1972	1999	新旭	⑧	D	B	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 米井団地	715	1964	1986	新旭	⑧	D	B	◎	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市営住宅 堀川団地	802	1966	1988	新旭	⑧	D	B	○	△	○	△	耐用年数を経過し老朽化が進む中で、民間の住宅供給等を考慮し、集約化します。
高島市営住宅 北畑団地	1,808	2002	2024	新旭	①	A	A	○	△	○	○	民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市特定公共賃貸住宅 市ヶ崎団地(けやき棟を除く。)	168	2000	2047	今津	①	C	C	○	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市特定公共賃貸住宅 市ヶ崎団地(つつじ棟)	552	1996	2043	今津	①	C	A	○	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市特定公共賃貸住宅 市場わかば団地	274	1995	2017	朽木	②	A	C	○	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市特定公共賃貸住宅 市場団地	369	2002	2024	朽木	①	C	C	○	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市特定公共賃貸住宅 荒川惣田団地(A棟を除く。)	521	1999	2021	朽木	②	A	C	◎	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
特定優良賃貸住宅 サニーハイツ・マキノ団地	1,237	1994	2041	マキノ	①	C	A	◎	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
特定優良賃貸住宅 第2サニーハイツ・マキノ団地	1,317	2002	2049	マキノ	①	A	A	◎	△	○	○	中堅層向けの住宅であり、民間の住宅供給等を考慮し、集約化を検討します。
高島市小規模改良住宅北出団地	810	1973	2000	安曇川	⑧	B	B	◎	△	○	△	譲渡処分を含め今後の方針を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑫病院・医療施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては個別の記載はありませんが、「施設調査」の建物性能状況によれば、調査対象6施設のうち、耐震性がない施設が2施設、10年程度で建替え時期を迎える施設が1施設の計3施設が優先的に再編を検討すべき施設となっています。

(7)施設の概要

施設の目的	市民病院および診療所は、市民の健康保持に必要な医療を提供するために設置しています。			
	朽木診療所は、国民健康保険の被保険者に対し療養の給付を行うため国民健康保険法の規定により診療施設を設置しています。			
	医師住宅は、朽木診療所の医師の能率的な職務の遂行のための医師およびその家族の居住の用に供するため設置する施設です。			
施設概要	施設数 (か所)	6	延床面積 (㎡)	19,432

(イ)再編方針

公共施設の現状分析	病院、医療施設は、今後、設備等の老朽化に伴う更新や、効率的な運営によるコストの縮減等を個別に検討する必要があります。
再編の方針	市民病院は一般会計とは異なる独立採算を原則とする企業会計で運営されています。公立病院の担うべき役割を踏まえつつ経営の効率化を図るなかで、施設の更新についても計画的に取り組みます。

(ウ)施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市国民健康保険朽木診療所	271	2013	2037	朽木	①	C	C	○	◎	○	○	無医地区の医療機関として、引き続き適正な規模での配置を検討します。
高島市国民健康保険朽木診療所医師住宅	109	1993	2017	朽木	③	D	B	○	◎	○	△	上記診療所に勤務する医師の住宅として引き続き適正な規模での配置を検討します。
高島市民病院	15,099	2011	2049	高島	①	A	A	◎	◎	○	◎	市民の健康保持に必要な医療を提供する施設として引き続き適正な規模での配置を検討します。
高島市民病院 健診棟	3,798	2012	2050	高島	①	C	C	◎	◎	○	◎	市民の健康保持に必要な医療を提供する施設として引き続き適正な規模での配置を検討します。
高島市民病院平良出張診療所	105	1977		朽木	⑧	D	B	○	○	○	△	近隣施設（民間施設含む）を借用するなどして、引き続き、無医地区における医療機関として適切な医療の提供を検討します。
高島市民病院針畑診療所	50	1976	1991	朽木	⑧	D	B	○	○	○	△	近隣施設（民間施設含む）を借用するなどして、引き続き、無医地区における医療機関として適切な医療の提供を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

⑬その他施設

「高島市公共施設等総合管理計画」においては、「建物性能（老朽化、耐震性等）や利用状況、収支面、代替施設の有無等の総合的な「施設評価」に基づき、「廃止・見直し・維持・更新」等の中長期的な方向性を検討。」とされています。

(7)施設の概要

施設の目的	斎場は、住民の公衆衛生その他公共福祉の向上を図るために設置しています。			
	駅前駐車場や駅前駐輪場等は、公共交通を利用する住民の利便を図るために設置しています。			
施設概要	施設数（か所）	30	延床面積（㎡）	3,674

(イ)再編方針

公共施設の現状分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場、市営バス拠点施設、朽木学校前待合所休憩所施設は、更新や運営の見直しを個別に検討する必要があります。 ・ 駅前駐車場や駅前駐輪場は、委託や指定管理等の導入による効率的な運営を検討する必要があります。
再編の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 斎場、市営バス拠点施設、朽木学校前待合所休憩所施設は、建物性能状況や利用状況を勘案しつつ市民のニーズを踏まえた適切な規模と配置と効率的な運営を図ります。 ・ J R湖西線の駅周辺の駐車場および駐輪場は、公共交通機関が乏しいなかで、最寄駅までの市民の移動手段である自家用車又は自転車の置き場となっていることから、建物性能状況や利用状況を勘案しつつ市民のニーズを踏まえた適切な配置と効率的な運営を図ります。

(ウ)施設の評価と再編の方向性

施設名	延床面積（㎡）	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 （平成56年度末まで） における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
高島市斎場	400	1984	2034	今津	②	-	C	○	◎	○	◎	市民生活に不可欠な施設であり、引き続き適切な規模での施設の配置を検討します。
市営バス拠点施設	270	2000	2031	朽木	⑥	-	B	◎	◎	○	○	最寄駅までの市民の移動手段である市営バスの拠点として、引き続き、適正な規模での配置を検討します。
朽木学校前待合所休憩所施設	65	1994	2011	朽木	③	-	B	○	◎	○	○	近隣の公共施設に機能を移転するなどの複合化を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価						今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性	
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用		将来需要
マキノ駅前第1駐車場	0		-	マキノ	-	-	B	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
マキノ駅前第2駐車場	0		-	マキノ	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
マキノ駅前第3駐車場	0		-	マキノ	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江中庄駅前第1駐車場	0		-	マキノ	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江中庄駅前第2駐車場	0		-	マキノ	-	-	B	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江中庄駅前第3駐車場	0		-	マキノ	-	-	B	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
今津西区駐車場	0	2009	-	今津	-	-	C	○	△	○	△	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江今津駅前第1駐車場	0	2009	-	今津	-	-	A	◎	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江今津駅前第2駐車場	0		-	今津	-	-	D	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
新旭駅前第1駐車場	0		-	新旭	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
新旭駅前第2駐車場	0		-	新旭	-	-	C	◎	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
安曇川駅前第1駐車場	0		-	安曇川	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
安曇川駅前第2駐車場	0		-	安曇川	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
安曇川駅前第3駐車場	0		-	安曇川	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
安曇川駅前第4駐車場	0		-	安曇川	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	耐用年数を迎える時期	地域	評価							今後30年間 (平成56年度末まで) における再編に向けての方向性
					定量的			定性的				
					建物性能	建物×利用	建物×コスト	立地状況	配置状況	民間活用	将来需要	
安曇川駅前第5駐車場	0		-	安曇川	-	-	B	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江高島駅前第1駐車場	0		-	高島	-	-	C	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
高島勝野駐車場	0	2013	-	高島	-	-	B	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自家用車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
マキノ駅前駐輪場	386		-	マキノ	-	-	B	○	◎	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江中庄駅前駐輪場	275		-	マキノ	-	-	A	○	◎	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
新旭駅東駐輪場	119		-	新旭	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として一箇所に集約するなどして引き続き適正な規模での配置を検討します。
新旭駅西駐輪場	216		-	新旭	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として一箇所に集約するなどして引き続き適正な規模での配置を検討します。
新旭駅北駐輪場	219		-	新旭	-	-	A	○	△	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として一箇所に集約するなどして引き続き適正な規模での配置を検討します。
安曇川駅自転車駐輪場	730		-	安曇川	-	-	C	○	◎	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江今津駅自転車駐輪場	541		-	今津	-	-	D	○	○	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として一箇所に集約するなどして引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江今津駅前自転車駐輪場	115		-	今津	-	-	D	○	○	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として一箇所に集約するなどして引き続き適正な規模での配置を検討します。
近江高島駅前駐輪場	338		-	高島	-	-	D	○	◎	○	◎	最寄駅までの市民の移動手段である自転車の置き場として引き続き適正な規模での配置を検討します。

耐用年数を迎える時期は、施設が建築された年を起点として財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に規定する耐用年数で設定しています。

※駐車場（18施設）、駐輪場（9施設）については、建物ではなく敷地の利用が中心の施設のため、建物性能比較の対象外としています。

※駐車場の面積当たりコストは、維持管理経費÷敷地面積（㎡）で算出しています。

※新旭駅前第1駐車場、新旭駅前第2駐車場、安曇川駅前第2駐車場、安曇川駅前第3駐車場、近江高島駅前第1駐車場については、平成27年度より使用料（300円/24h）を徴収しています。

※駐車場、駐輪場の年間利用台数は1日当たりの利用台数×365日、利用可能台数は区画数×365日で算定しています。

※駐車場、駐輪場の稼働率は、年間の利用実績÷年間の利用可能台数で算出しています。

4 公共施設の複合化・集約化、転用、除却等のモデルケース

ここまで、施設分類別に再編計画を整理してきました。ここでは、再編計画の実施手法のモデルケースとして、「複合化・集約化」「転用」「除却」の考え方を紹介していきます。モデルケースの記述にあたっては、機能（サービス）と施設（ハコモノ）を分けて整理した以下の再編パターンを組み合わせることで、施設機能の維持と施設保有量の縮減を両立させていくことを目指しています。

図表 1：モデルケースに登場する再編パターンの例

再編パターンの例	再編パターンの概要と例
<p>複合化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 異なる機能を有する既存の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設とすること 【期待される効果】利便性の向上、経費削減、面積削減 等 例) 既存の小学校の空き教室を活用し、放課後児童クラブの機能移転を行う 等
<p>集約化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 建替え等を実施する際に、同種の機能を有する既存の公共施設を統合し、一体の施設として整備すること 【期待される効果】利用度向上、経費削減、面積削減 等 例) 既存の学校を廃止し、近隣の学校との統合を行う 等
<p>転用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を活用（若しくは改修）し、複合化・集約化を伴わず、他用途の施設として利用すること 【期待される効果】新規の施設整備費抑制、市民ニーズへの対応 等 例) 既存の文化施設を改修し、新たに福祉施設として利用する 等
<p>他施設への移転</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を廃止し、廃止する施設で提供している機能を他施設や民間施設等に移転すること 【期待される効果】施設の新規整備費抑制、更新費削減 等 例) 集会所を廃止し、近隣の施設の一部を集会所として利用 等
<p>譲渡・民営化</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の施設を活用し、施設の運営や維持管理を民間や地区に委ねることで、公共施設としての位置付けを廃止すること 【期待される効果】経費削減、面積削減 等 例) 地域住民の利用に限定されている集会所を地元自治会へ譲渡 等
<p>民間資本等の活用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 新規整備等を実施する際に、PPP/PFI等の民間資本を活用した財源を確保した上で事業を実施すること 【期待される効果】新規の施設整備費抑制 等 例) PFIによる給食センターの建替えを行う 等
<p>規模の縮小</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 建替え等を実施する際に、利用状況や将来の需要動向を加味し、適切な規模による建替えや減築等を行うこと 【期待される効果】新規整備費抑制、面積削減 等 例) 既存の体育館を規模を縮小して建替える 等

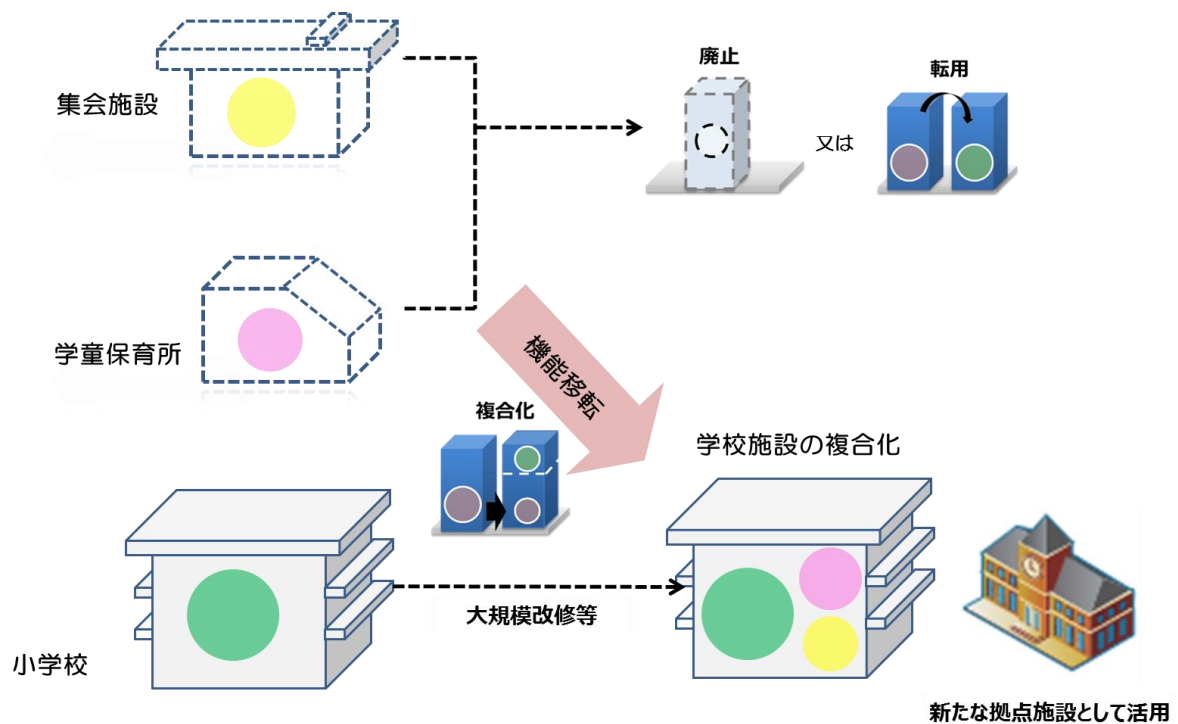
(1)公共施設の複合化・集約化を通じた拠点整備のモデルケース

ア 複合化による多機能拠点の整備

本市では、児童館や旧保育所、民間施設等の一部を活用して学童保育所（放課後児童クラブ）を運営しています。今後、入居している建物が老朽化した場合や学校施設の改修や更新を実施する際には、学童保育所の機能を学校施設の一画に移転していくことが考えられます。複合化のモデルケースとして、学校教育施設の大規模改修や更新を実施する際に、機能を近隣の学校施設に移転することで継続し、老朽化した施設を廃止することで施設総量を削減する事例を考えていきます。

- | |
|--------------------------------------|
| ア) 学童保育所や利用度の低い集会施設の機能を近隣小学校の空き教室へ移転 |
| イ) 機能移転後の学童保育所、集会施設の建物を廃止又は用途転用 |

図表 2：複合化のモデルケース（小学校への機能移転による施設総量の削減）



<複合化のメリット>

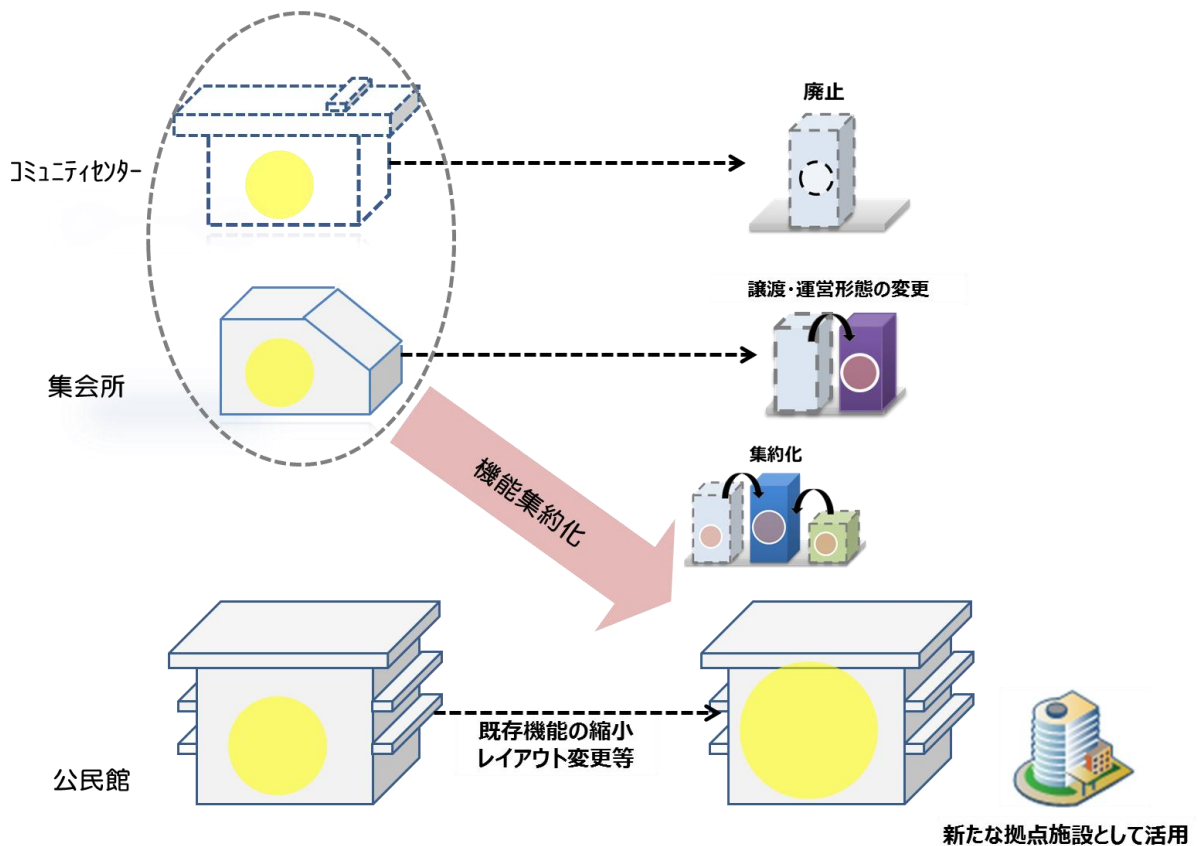
- ・機能を維持しつつ、施設延床面積の保有量の縮減を図ることが可能です。
- ・機能移転によって既存施設の余裕スペース等の有効活用が図られるとともに、複合化した施設では、複数の機能を提供することで利便性の向上（利用者数の増加やワンストップ化等）が想定されます。
- ・また、本事例のように、小学校で児童クラブ機能を提供することで、学校から児童クラブまでの移動が不要になる等、児童の防犯や安全面での効果も期待されます。なお、複合化の実施に際しては、施設内の管理区分（小学校部分と学童保育所部分等）を明確化し、利用者の安心安全の確保に努めていくことが必要となります。

イ 集約化による拠点施設の整備

本市は、旧6町村の合併により、多くの類似施設を保有しています。合併前の旧6町村では、庁舎や集会施設、公営住宅、スポーツ施設等を各々フルセットで整備してきました。今後は、施設の老朽化や利用状況を勘案し、類似する機能を有する複数の施設を集約化でまとめていくことが考えられます。集約化のモデルケースとして、集会機能を対象に老朽化が進行した施設や利用状況の少ない類似施設をまとめることで、機能を継続しつつ、施設保有量を縮減する事例を考えていきます。

- | |
|---------------------------------------------------|
| 7) 老朽化したコミュニティセンターの機能移転
1) 新たな拠点施設で大規模な集会機能を確保 |
|---------------------------------------------------|

図表3：集約化のモデルケース（集会機能の集約化による施設総量の削減）



<集約化のメリット>

- ・既存の機能を適切な規模で維持しつつ、施設延床面積の保有量の縮減を図ることが可能となります。
- ・低利用の周辺の類似機能を集約化することで、既存施設の余裕スペース等の有効活用が図られるとともに、利用者数の増加、維持管理経費の節減等の効果が想定されます。

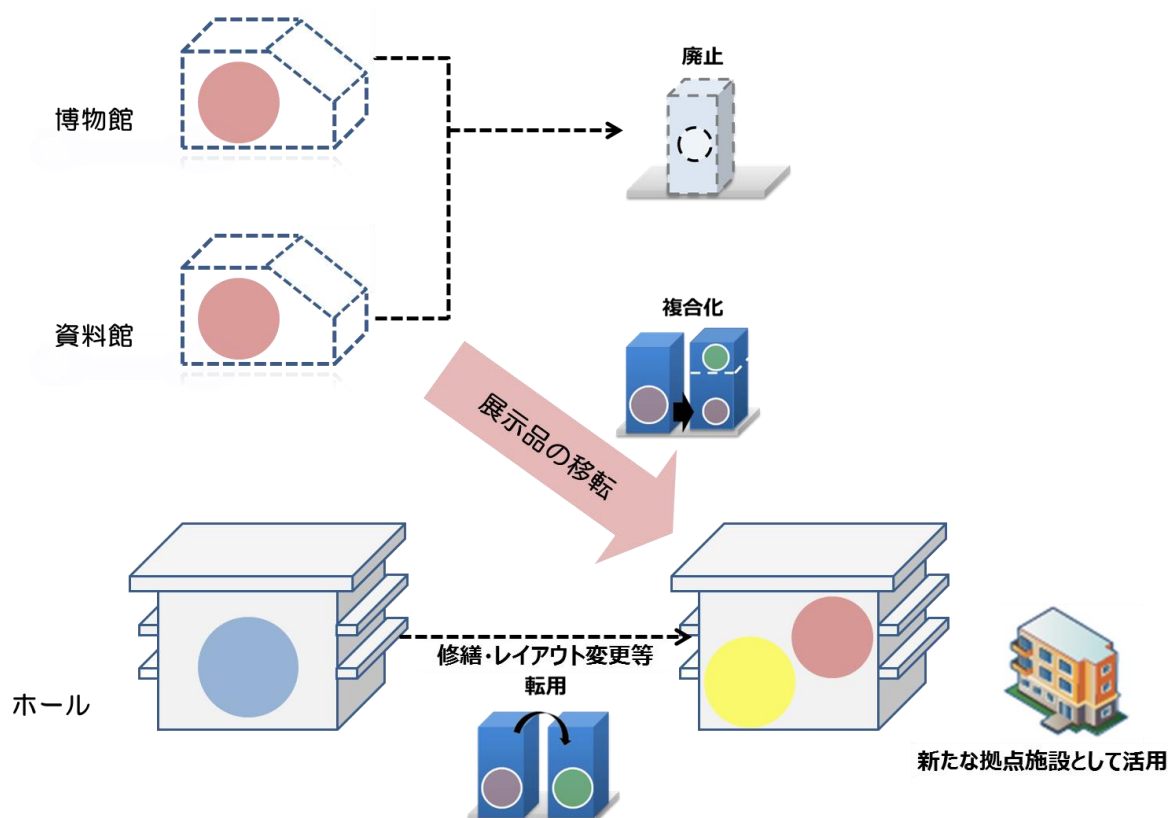
(2)公共施設の転用・除却のモデルケース

ア 転用による拠点施設の整備

本市では、将来にわたって人口減少や少子化・高齢化が進行し、人口構造の変化に伴う施設の利用の減少や、施設に求められる機能（サービス）が変化していくことが想定されます。この場合、複数の類似する機能があり、利用の少ない施設については、施設の用途を転用することで、利活用を図っていくことが考えられます。転用のモデルケースとして、利用の少ないホールを多機能型施設として転用し、あわせて周辺施設の展示品を移転（複合化）することで、必要な機能を確保しつつ、施設保有量を削減する事例を考えていきます。

- | |
|--------------------------------|
| ア) 利用状況の少ないホール機能を廃止し、多機能型施設に転用 |
| イ) 施設の周辺施設からの機能を上記施設に移転（複合化） |

図表 4：転用のモデルケース（ホール機能の廃止に伴う拠点整備）



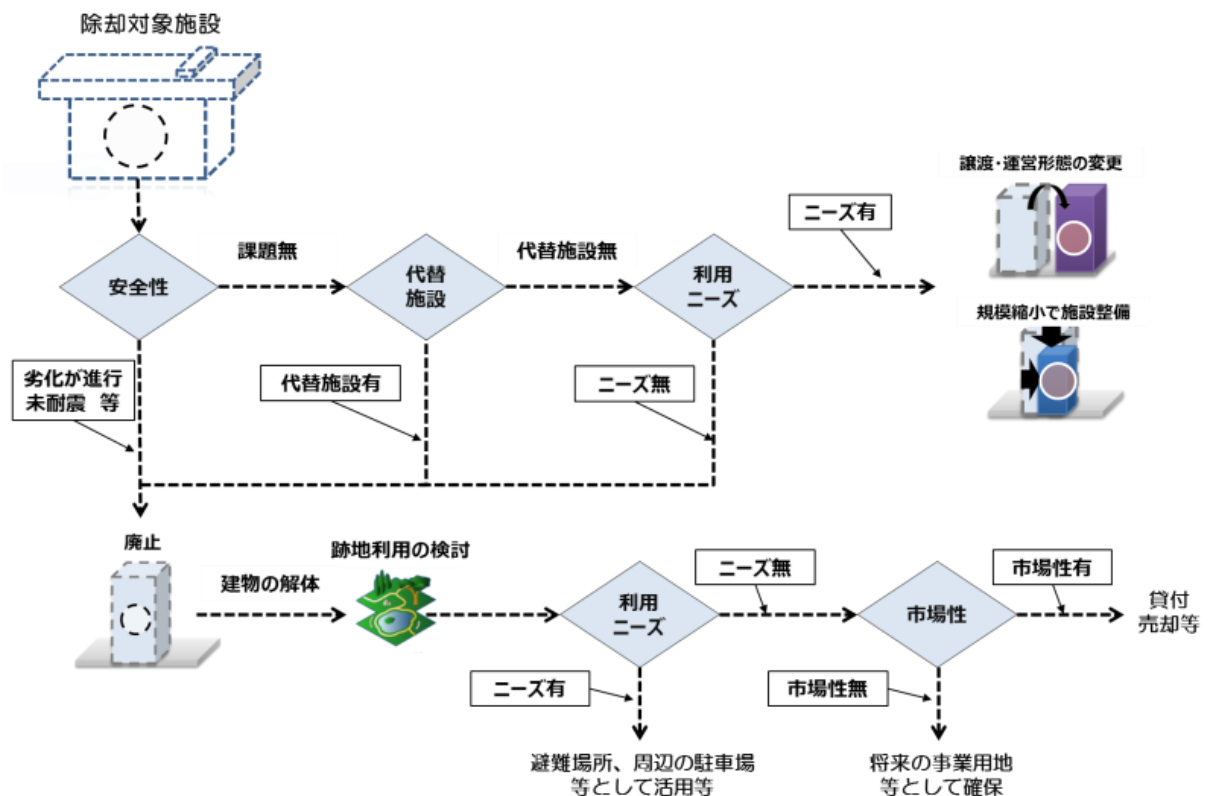
<転用のメリット>

- ・施設延床面積の保有量を増やすことなく、求められる機能の確保に柔軟に対応することが可能となります。
- ・新たな施設を整備する場合と比較して、必要なコストの削減を図ることが可能となります。
- ・転用にあわせて複合化、集約化等を実施することで、施設延床面積の保有量の削減等の効果が見込まれます。

イ 除却を実施する場合の考え方

複合化や集約化等の結果、廃止となる公共施設については、建物の安全性（耐震性、劣化状況）や代替施設の有無、利用ニーズ等を踏まえ、解体や譲渡、規模縮小等を検討していきます。また、建物を解体した後の跡地についても、利用状況や市場性等を踏まえた利活用を検討していきます。

図表5：除却のモデルケース（施設廃止後のあり方の検討）



<適切な除却を実施するメリット>

- ・老朽化した施設を解体することで周辺環境の整備や安全性の確保が可能となります。
- ・行政目的での活用が見込まれない場合は、更地にしての貸付や売却等による新たな財源の確保を検討していくことが可能となります。

第3章 本計画策定後の進捗管理について

公共施設の再編の取組みは、市民や地域運営にかかわる様々な団体等の協力の下、市の関係部局の横断的連携により、一体となって推進しなければ実現できるものではありません。このため、市においては全庁的な推進体制を確立し、再編の意義の理解促進と計画的かつ着実な進捗管理を行っていきます。

1 公共施設再編の進捗状況のフォローアップ

(1) 方針

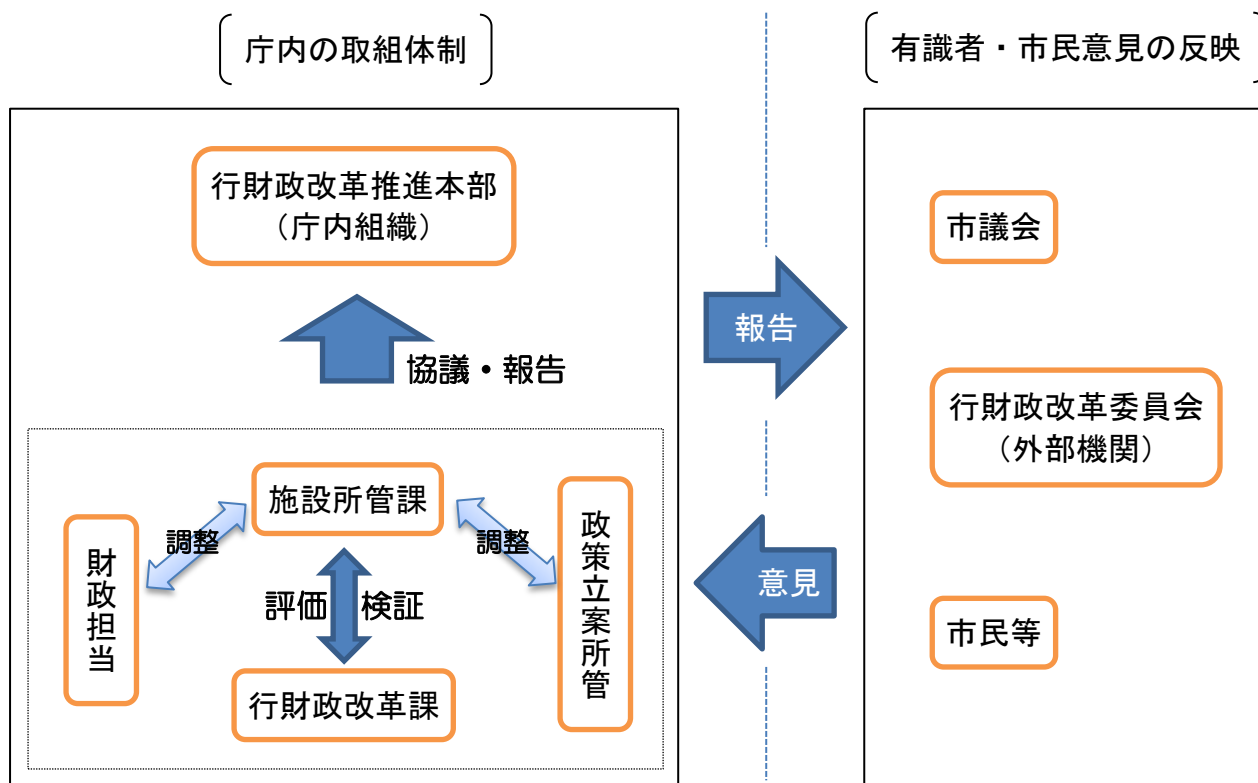
今回、個々の公共施設にかかる再編に向けた方向性をとりまとめました。今後、社会情勢の変化や、住民ニーズの動向も十分に踏まえながら、本計画に基づき具体的な公共施設の再編を進めていくこととなりますが、その過程においては住民ニーズの変化等を的確に捉え、合理的かつ効率的な行財政運営による持続可能なまちづくりのための重要な一つ的手段として推進を図るものとします。その際、市民生活にとって必要な機能は、民間企業の活動や各種団体の活動、或いは、国県など他の様々な公的なサービスが関わって構成されていることに留意するとともに、その過程を施設の利用者をはじめ市民の皆さんに周知し、公共施設の再編に対する理解を深めていくこととします。

(2) 実施手順

公共施設の再編を進めていくにあたっては、必要に応じ個別計画を策定するなど、将来のまちづくりや公共施設の在り方を明確にするように努めます。また、施設の利用者をはじめ市民の皆さんと情報共有を図るため、本市の財政状況をはじめ公共施設の利用状況等の客観的なデータの提示を積極的に行うこととします。

(3) 庁内推進体制

公共施設は、その所管課が所掌する事務事業を推進するための手段として設置および管理をしていますので、当該公共施設の再編はその所管課を中心に進めていくこととなります。一方で公共施設の再編は、公共施設の多機能化（複合化・集約化）などによる市民サービスの向上や、民間施設の配置さらにはバス路線等のインフラ施設の整備を始め全体の最適化に資するものでもあることから、本章の冒頭にも記載しているとおり全庁的な推進体制を確立する必要があります。本計画に基づき行う個々の公共施設にかかる規模の適正化や多機能化、また、多機能化等によりその役割を終えた施設の活用方法等の具体的な内容については、施設所管課をはじめ関係各課や財政所管課、政策立案課、行財政改革課において調整を行います。具体的には、公共施設の再編に向けた取組み状況などを行財政改革課が取りまとめ、行財政改革推進本部（庁内組織）で議論し、附属機関である高島市行財政改革委員会（外部機関）で審議したうえで推進することとします。



2 評価・検証

(1) 方針

評価に当たっては、行政運営の効率化や財政運営の健全化の視点から公共施設（ハード）の再編の状況について行うことはもとより、再編後も従来公共施設が果たしてきた必要な機能（ソフト）の維持・構築により、市民生活の安定と持続性につながる取り組みとなっているかについても検証します。

(2) 評価方法

公共施設再編の取り組みについては、実行された再編が、例えば公共施設の複合化の場合においては、市政モニター制度や再編後の施設の利用者へのアンケート調査等を通じて再編によりその役割を終えた施設が果たしてきた必要な機能（ソフト）が維持されているかについて調査を行い、さらに再編施設に関わって地域づくり活動を行う市民や多様な社会的活動を行う組織・団体との意見交換会などを通じて、市民生活の安定と持続性につながる取り組みとなっているかを検証することとします。

(3) 評価・検証の体制

前項で示した推進状況のフォローアップと同様、市民や関係者の意見等を踏まえながら、公共施設の再編による効果や高島市公共施設等総合管理計画で設定した目標等に対する達成度の評価等を施設所管課で行い、公共施設の再編に向けた取り組み状況として行財政改革課が取りまとめ、行財政改革推進本部や高島市行財政改革委員会で議論することで公共施設再編の効果検証を行うことを原則とし、再編施設の性質や再編方法により評価・検証の体制を編成することとします。

【進捗管理フロー】

計画の進捗管理は、毎年度行う再編に向けた取組みの状況の評価及び中間年（平成32年度）と最終年（平成36年度）における計画の達成状況の評価・検証する2段階で行います。

H29	毎年度行う取組み状況の評価
H30	
H31	
H32	中間年評価 ・平成36年度の目標達成に向けての評価 ・再編後における機能の維持状況の確認
H33	
H34	
H35	
H36	最終年評価 ・目標（H26対比延床面積▲36,000㎡）の達成状況の評価 ・第2期再編計画の策定

◎毎年度行う取組み状況の評価

	行財政改革委員会	行財政改革推進本部	施設所管課	行財政改革課	備考
4月			施設の再編に向けた関係者との協議等		
5月					
6月					
7月				公共施設調査シートの作成依頼	公共施設調査シート ・施設の管理および利用状況 ・施設管理運営経費の状況 ・再編計画に基づく施設の廃止譲渡、多機能化、転用、維持（修繕、運営の見直し）等の計画と実績
8月			公共施設調査シートの作成		
9月			再編状況のヒアリング		
10月		再編状況の評価・検証		再編状況の取り纏め	・再編に向けた取組み状況の確認
11月	再編に向けた取組み状況の評価		施設の再編に向けた関係者との協議等		・取り組み状況の評価、検証
12月					
1月					
2月					
3月					

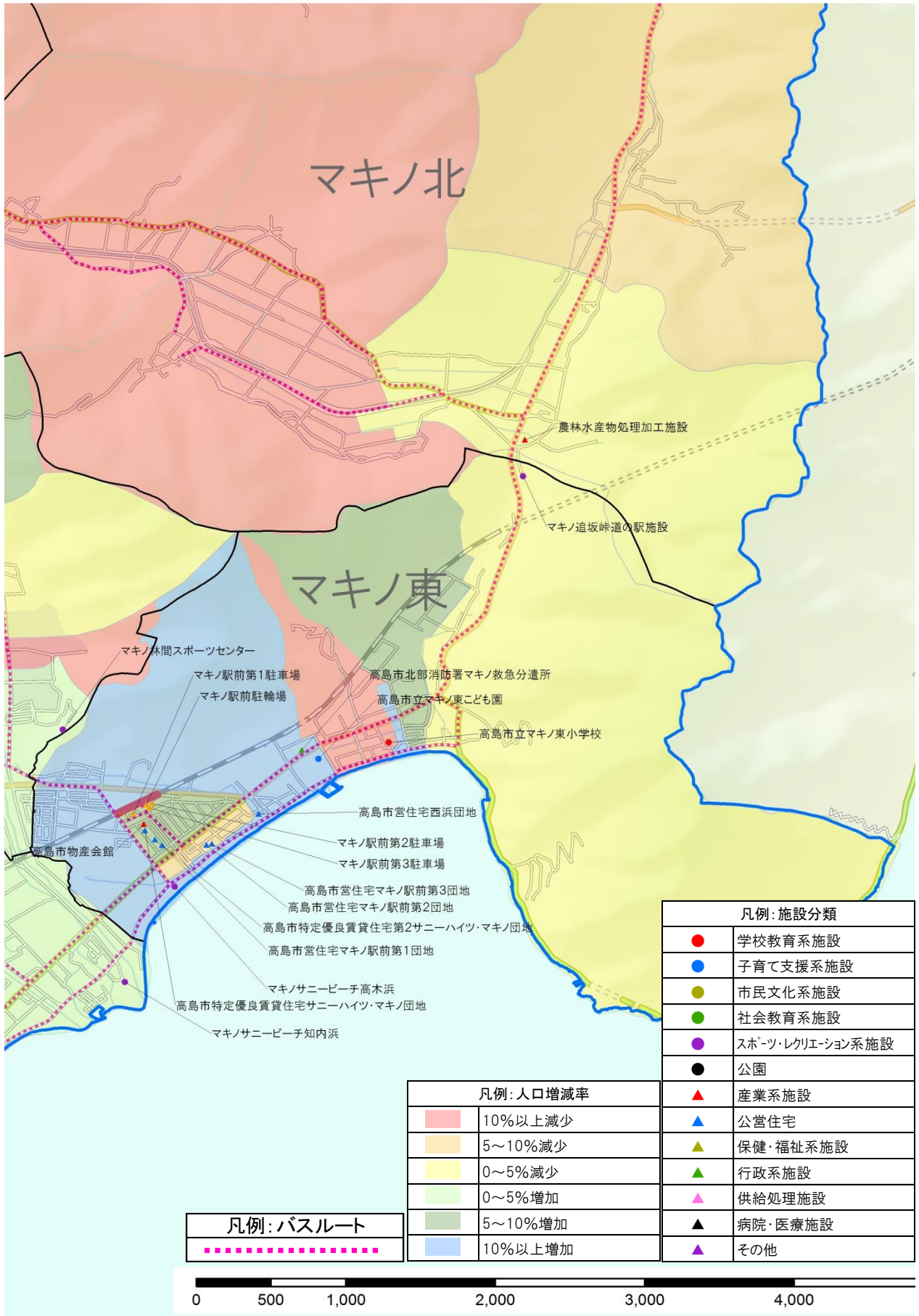
参考資料

＜再編対象施設の配置状況＞

マキノ地域

(7) 施設配置の状況・人口増減率（H22～H27）





(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区			
			北	東	西	南
行政系施設	庁舎等	庁舎				マキノ支所
		文書庫			マキノ文書庫	
	消防施設	本部、消防署				
		分遣所		マキノ救急分遣所		
その他行政系施設	防災センター				マキノ防災センター	
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター			土に学ぶ里研修センター	
		地域集会所				
	文化施設	ホール				
社会教育系施設	博物館等	資料館			資料館	
		取蔵庫				
	図書館			図書館		
学校教育系施設	学校	小学校		マキノ東小学校	マキノ西小学校	マキノ南小学校
		中学校			マキノ中学校	
	その他教育施設	給食センター			マキノ学校給食センター	
		寄宿舎				
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園		マキノ東こども園	マキノ西こども園		
	幼児児童施設			マキノ児童館		
保健・福祉施設	保健施設					
	高齢福祉施設			福祉センター 八王子荘	はあとふるマキノ	
	障がい福祉施設					
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館			マキノ屋内グラウンド	
		運動場			マキノグラウンド	
		その他				
	レクリエーション・観光施設	追坂峠道の駅	サニービーチ高木浜	ビックランド スポーツセンター 自然体験交流施設	サニービーチ知内浜	
産業系施設	産業振興施設	農水加工施設	高島市物産会館	白谷温泉		
	地域共同作業所					
公園						
供給処理施設					マキノ不燃物処理場	
公営住宅			西浜団地 駅前第2団地 サニーハイツ	駅前第1団地 駅前第3団地 第2サニーハイツ	新保団地	
病院・医療施設						
その他施設（駐車場等）			マキノ駅前第1 マキノ駅前第3	マキノ駅前第2 マキノ駅前駐輪場	近江中庄駅前第1 近江中庄駅前第2 近江中庄駅前第3 近江中庄駅前駐輪場	

【施設延床面積と図凡例】

100㎡未満 1,000㎡未満 3,000㎡未満 3,000㎡以上

● ■ ■ ■

▲：敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

今津地域

(7) 施設配置等の状況・人口増減率（H22～H27）





(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区		
			北	西	東
行政系施設	庁舎等	庁舎			市役所(別館) 今津支所
		文書庫			
	消防施設	本部、消防署	消防本部・北部消防署		
		分遣所			
その他行政系施設	防災センター	防災センター			
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	新田生活改善センター 酒波多目的集会 今津北コミセン	椋川多目的研修集会 今津西コミセン	働く女性の家 今津東コミセン 弘川会館 今津浜分コミセン 今津上コミセン 宮の森コミセン
		地域集会所			
	文化施設	ホール			市民会館
社会教育系施設	博物館等	資料館		おつきん椋川交流館	
		収蔵庫			文化財収蔵庫
	図書館				図書館
学校教育系施設	学校	小学校	今津北小学校		今津東小学校
		中学校			今津中学校
	その他教育施設	給食センター			学校給食センター
		寄宿舎			
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園				今津東保育園
	幼児児童施設				カンガルー教室
保健・福祉施設	保健施設				保健センター
	高齢福祉施設				あいあい地域交流センター 老人福祉センター
	障がい福祉施設				
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	今津北体育館		勤労者体育センター 今津上体育館
		運動場	総合運動公園 サルーフ		今津山村広場 今津弘川運動公園
		その他	B&G海洋センター	角川農村公園	宮の森公園 テニスコート
	レクリエーション・観光施設	体験交流センター ピラデスト	椋川山の子学園	ヴォーリス資料館 琵琶湖周航の歌資料館	
産業系施設	産業振興施設				今津魚揚場 今津漁業者研修センター
	地域共同作業所				今津南浜中浜共同作業所 今津川尻共同作業所
公園					住吉園 橋公園 西町公園 名小路公園 宮の森公園
供給処理施設			環境センター 不燃物処理場		衛生センター
公営住宅			平ヶ崎団地		天神団地 市ヶ崎団地 市ヶ崎団地(けやき) 武末団地 市ヶ崎団地(けやき除く) 市ヶ崎団地(つつじ)
病院・医療施設					
その他施設(駐車場等)					斎場 西区駐車場 近江今津駅前第1 近江今津駅前第2 近江今津駅前駐輪 近江今津駅前駐輪

【施設延床面積と図凡例】

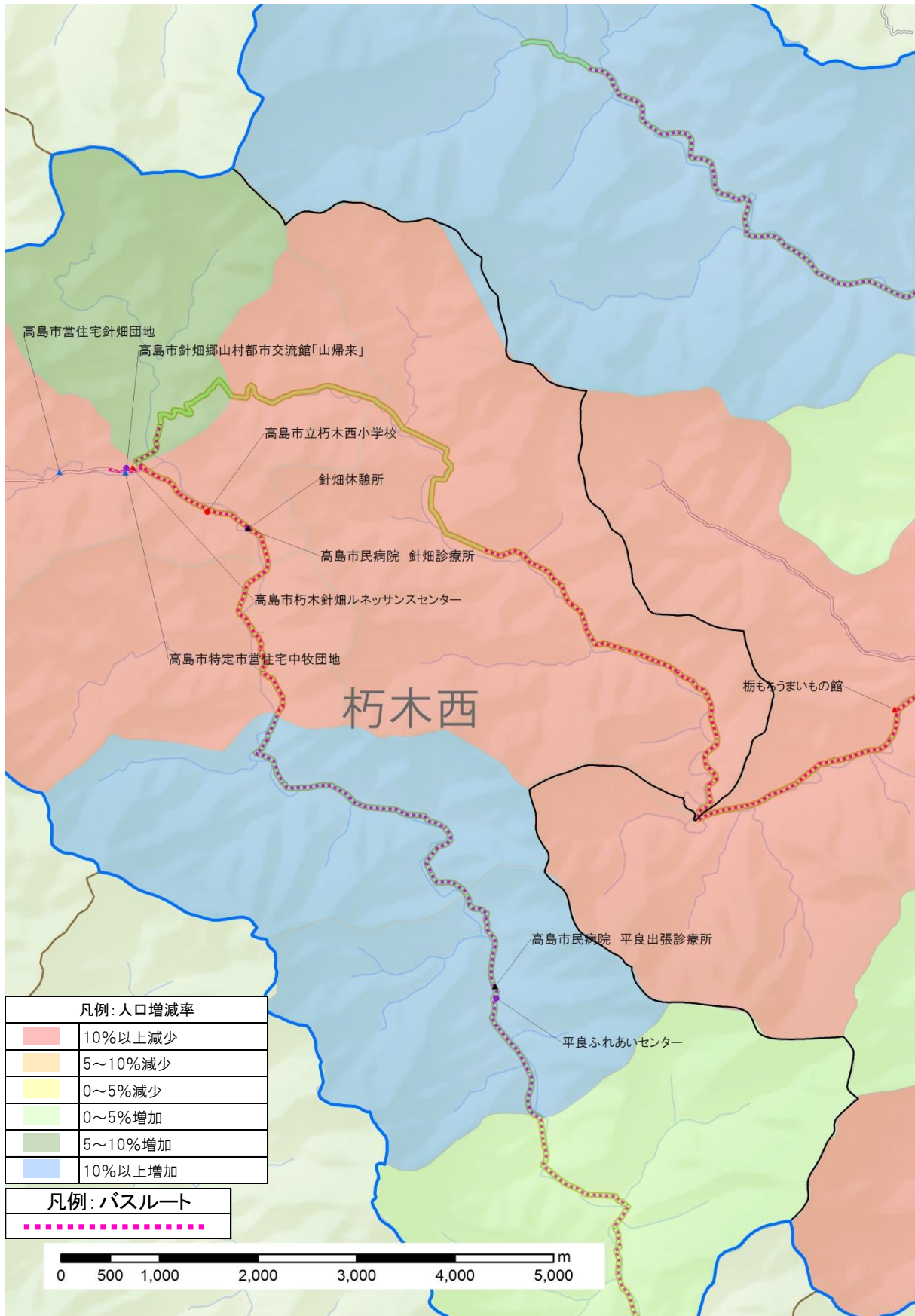
100㎡未満 1,000㎡未満 3,000㎡未満 3,000㎡以上

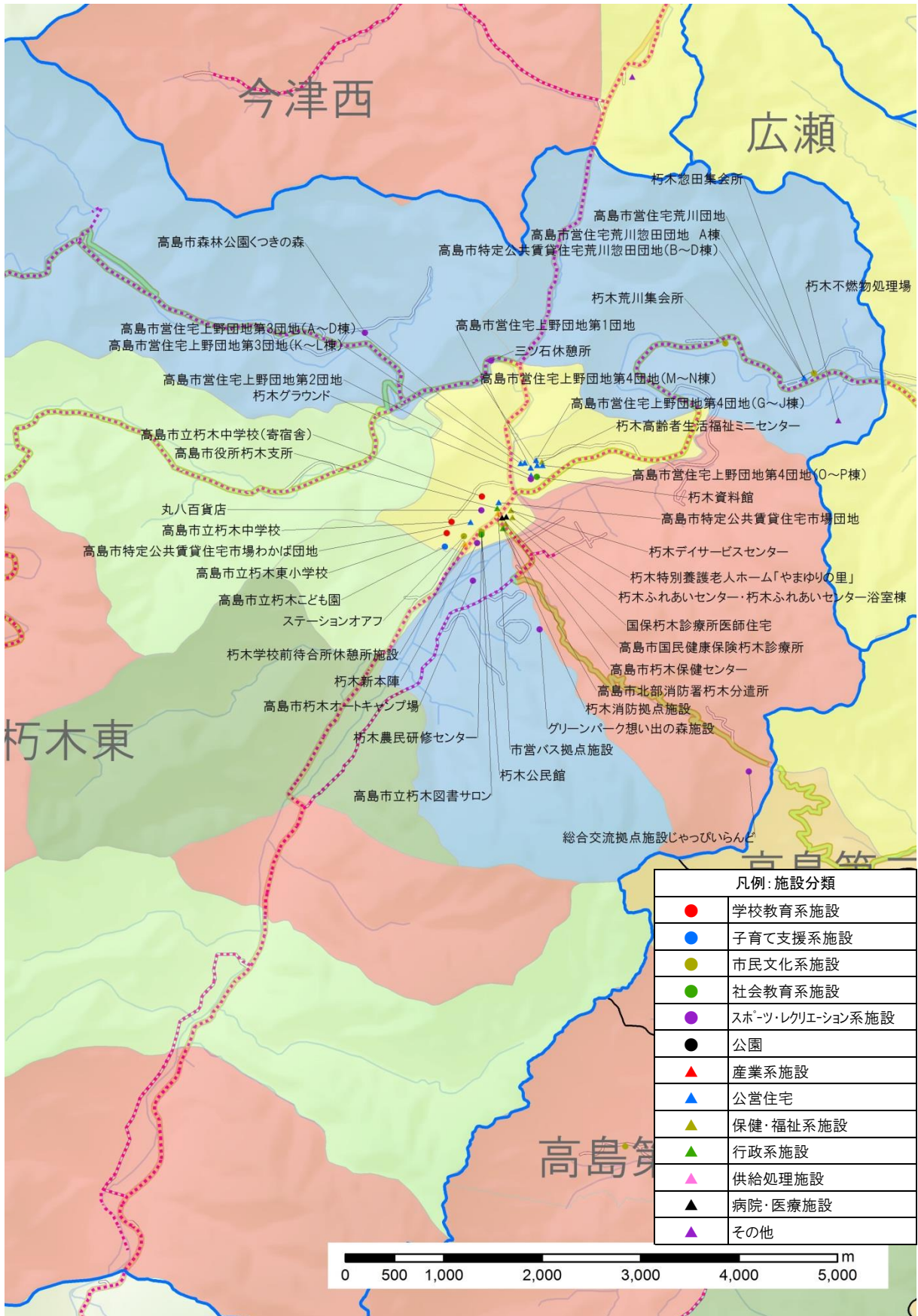
● 100㎡未満 (最小の正方形)
■ 1,000㎡未満 (やや大きい正方形)
■ 3,000㎡未満 (さらに大きい正方形)
■ 3,000㎡以上 (最大の正方形)

▲ : 敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

朽木地域

(7) 施設配置等の状況・人口増減率（H22～H27）





(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区	
			東	西
行政系施設	庁舎等	庁舎	■ 朽木支所	
		文書庫		
	消防施設	本部、消防署		
		分遣所	■ 北部消防署朽木分遣所	
その他行政系施設	防災センター	■ 朽木消防拠点施設		
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	■ 朽木公民館 ■ ステーション・オアフ ■ 農民研修センター	
		地域集会所	■ 荒川集会所 ● 惣田集会所	
	文化施設	ホール		
社会教育系施設	博物館等	資料館	■ 朽木資料館	
		収蔵庫		
	図書館	■ 朽木図書サロン		
学校教育系施設	学校	小学校	■ 朽木東小学校 ■ 朽木西小学校	
		中学校	■ 朽木中学校	
	その他教育施設	給食センター		
		寄宿舎	■ 朽木中学校寄宿舎	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園		■ 朽木こども園	
	幼児児童施設			
保健・福祉施設	保健施設		■ 朽木保健センター	
	高齢福祉施設		■ やまゆりの里 ■ 朽木デイサービス ■ 朽木ふれあい ■ 高齢福祉ミニセン	
	障がい福祉施設			
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館		
		運動場	● 朽木グラウンド	
		その他		
	レクリエーション・観光施設		■ じゃっぴいらんど ■ かつきの森 ■ 丸八百貨店 ■ グリーンパーク ● 平良ふれあい ■ 山帰来 ■ 朽木新本陣 ● 三ツ石休憩所 ■ 朽木オートキャンプ場 ■ 針畑休憩所	
産業系施設	産業振興施設		■ 朽木針畑ルネッサンス ■ 栃もちうまいもの館	
	地域共同作業所			
公園				
供給処理施設				
■ 不燃物処理場				
公営住宅				
■ 上野第1 ■ 上野第2 ■ 上野第3(A~D棟) ■ 上野第3(K~L棟) ■ 上野第4(G~J棟) ■ 上野第4(M~N棟) ■ 上野第4(O~P棟) ■ 荒川団地 ■ 荒川惣田(A棟) ■ 市場わがば団地 ■ 市場団地 ■ 荒川惣田(A棟を除く) ■ 針畑団地 ■ 中牧団地				
病院・医療施設				
■ 朽木診療所 ■ 医師住宅 ■ 平良出張診療所 ● 針畑診療所				
その他施設（駐車場等）				
■ 市営バス拠点 ● 朽木学校前待合所休憩所				

【施設延床面積と図凡例】

100㎡未満 1,000㎡未満 3,000㎡未満 3,000㎡以上

● ■ ■ ■

▲：敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

安曇川地域

(7) 施設配置等の状況・人口増減率（H22～H27）



(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区			
			広瀬	安曇	青柳	本庄
行政系施設	庁舎等	庁舎	■ 南古賀文書庫	■ 安曇川支所		
		文書庫				
	消防施設	本部、消防署			■ 南部消防署	
		分遣所				
その他行政系施設	防災センター			■ 防災センター		
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター		■ 農業構造改善センター	■ 安曇川公民館	■ 世代交流センター
		地域集会所				
文化施設	ホール			■ 藤樹の里文化芸術会館		
	博物館等	資料館		■ 中江藤樹記念館	■ 良知館	
社会教育系施設	博物館等	取蔵庫	■ 文化財取蔵庫		■ 文化財整理棟	
		図書館			■ 安曇川図書館	
学校教育系施設	学校	小学校	■ 広瀬小学校	■ 安曇小学校	■ 青柳小学校	■ 本庄小学校
		中学校		■ 安曇川中学校		
	その他教育施設	給食センター		■ 学校給食センター		
		寄宿舎				
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	■ 古賀保育園				
	幼児児童施設					
保健・福祉施設	保健施設		■ 健康福祉センター			
	高齢福祉施設		■ 安曇川デイサービス	■ 老人福祉センター		
	障がい福祉施設			■ 安曇川障害者デイサービス		
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館		■ 安曇川総合体育館		
		運動場	■ 梅ノ子運動公園		▲ 多目的グラウンド	
		その他				
レクリエーション・観光施設				■ 藤樹の里あどがわ		
産業系施設	産業振興施設	■ 農機具格納庫	■ たいさんじ	■ 農畜産物処理加工		
	地域共同作業所	■ 長尾共同集出荷				
公園			● 白妙公園	▲ 児貝公園	● 陽明園	
			▲ 吾針木公園	● 萬木公園		
供給処理施設					▲ 不燃物処理場	
公営住宅		■ 古賀団地	■ 新西万木団地	■ 北出団地	■ 天井前団地	■ 島団地
		■ 第2古賀団地			■ 第2島団地	■ 第3島団地
病院・医療施設						
その他施設（駐車場等）			▲ 駅前第1	▲ 駅前第2	▲ 駅前第3	
			▲ 駅前第4	▲ 駅前第5	▲ 駅前輪場	

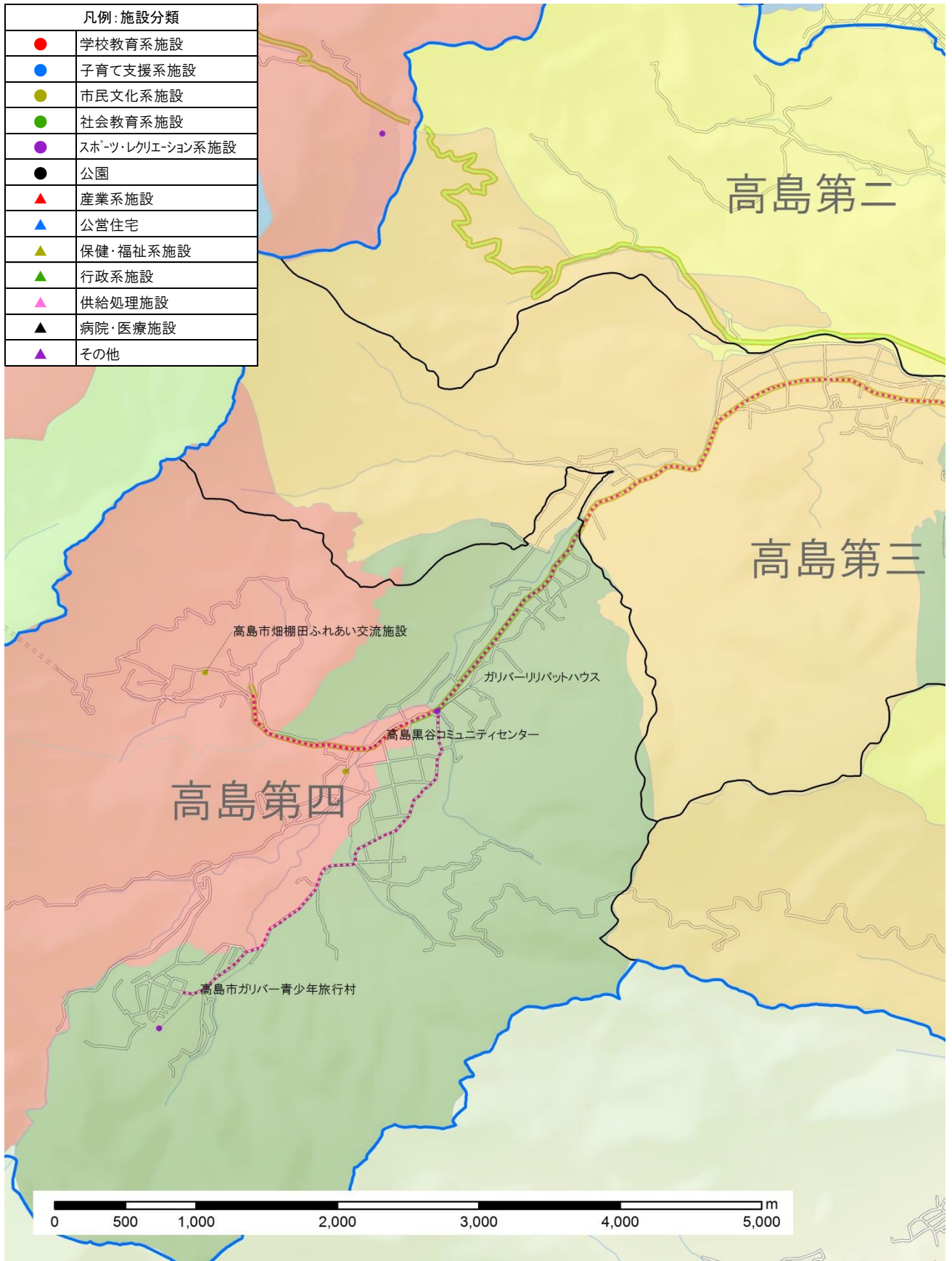
【施設延床面積と図凡例】

● 100㎡未満
■ 1,000㎡未満
■ 3,000㎡未満
■ 3,000㎡以上

▲：敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

高島地域

(7) 施設配置等の状況・人口増減率（H22～H27）



(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区			
			第1	第2	第3	第4
行政系施設	庁舎等	庁舎	■ 高島支所			
		文書庫				
	消防施設	本部、消防署				
		分遣所				
その他行政系施設	防災センター	■ 防災センター				
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	■ 高島公民館		■ 黒谷コミセン	■ 畑の棚田ふれあい
		地域集会所		■ 横山集会所		
	文化施設	ホール	■ ガリバーホール			
社会教育系施設	博物館等	資料館	■ 総門	■ 歴史民俗資料館		
		収蔵庫				
	図書館		■ 高島図書室			
学校教育系施設	学校	小学校	■ 高島小学校			
		中学校	■ 高島中学校			
	その他教育施設	給食センター 寄宿舎				
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園			■ 高島こども園		
	幼児児童施設					
保健・福祉施設	保健施設		■ 保健センター ● 訪問看護ステーション			
	高齢福祉施設		■ デイサービスセンター ■ 陽光の里			
	障がい福祉施設					
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館				
		運動場		▲ 横山農村広場		
	その他		■ 高島B&G			
レクリエーション・観光施設			■ うかわファームマート		■ ガリバー旅行村	● ガリバーリリパット
産業系施設	産業振興施設		● 鶴川ふれあい農園			
	地域共同作業所					
公園						
供給処理施設				● 横山不燃物	■ 拝戸不燃物	
公営住宅			■ 新中野団地	■ 出鴨団地	■ 拝戸団地	
病院・医療施設			■ 市民病院	■ 健診棟		
その他施設（駐車場等）			▲ 近江高島駅前第1 ▲ 高島勝野駐車場 ■ 近江高島駅前駐輪場			

【施設延床面積と図凡例】

100㎡未満 ●
1,000㎡未満 ■
3,000㎡未満 ■
3,000㎡以上 ■

▲：敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

新旭地域

(7) 施設配置等の状況・人口増減率（H22～H27）





(イ) 小学校区別の施設分類別の配置状況

施設分類	用途小分類		小学校区	
			北	南
行政系施設	庁舎等	庁舎		市役所(本庁)
		文書庫		
	消防施設	本部、消防署		
		分遣所		
その他行政系施設	防災センター		新旭防災センター	
市民文化系施設	集会施設	公民館・コミュニティセンター	ほおじろ荘 新旭公民館	
		地域集会所		
社会教育系施設	博物館等	資料館	新旭水鳥観察センター	文化財整理棟
		収蔵庫		
	図書館	新旭図書室		
学校教育系施設	学校	小学校	新旭北小学校	新旭南小学校
		中学校		湖西中学校
	その他教育施設	給食センター		学校給食センター
		寄宿舎		
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園		さくら保育園、幼稚園	なのはな保育園、幼稚園
	幼児児童施設			
保健・福祉施設	保健施設			保健センター
	高齢福祉施設			やすらぎ荘 いきいき元気館
	障がい福祉施設			
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館	新旭体育館	
		運動場	森林スポーツ公園	新旭グラウンド
		その他	新旭武道館	
	レクリエーション・観光施設		もりっこ 新旭昆虫の森公園	新旭風車村公園
産業系施設	産業振興施設		観光物産プラザ 農機具格納庫	北畑農業用集出荷施設
	地域共同作業所		針江初調整施設共同作業所	井ノ口共同 川原市初調整施設
公園		新旭中央 竹馬の里児童 浄土寺児童 花の臺児童 村西児童	北畑西 安養寺明木の国	
供給処理施設		養庭不燃物処理場	新庄不燃物処理場 熱供給施設	
公営住宅		五十川団地 米井団地 堀川団地	北畑団地	
病院・医療施設				
その他施設(駐車場等)		駅前第1駐車 駅前第2駐車 駅東駐輪 駅西駐輪 駅北駐輪		

【施設延床面積と図凡例】

100㎡未満 1,000㎡未満 3,000㎡未満 3,000㎡以上

● 100㎡未満 ■ 1,000㎡未満 ■ 3,000㎡未満 ■ 3,000㎡以上

▲ : 敷地利用がメインで建物がない施設の凡例

高島市公共施設再編計画

平成29年9月

高島市行財政改革委員会／高島市行財政改革推進本部
(事務局：総務部行財政改革推進局行財政改革課)